# 用刊 **日本行政** no.609 8 august 8

Top Message 会長再任の御挨拶



羽黒山 五重塔(山形県)

### ◆ Special Report

- ・行政書士法における報酬規定の趣旨 -行政書士法制定過程における議論から-(前編)
  - 一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました! 詳細はお知らせ記事を御確認ください。

### Topics

- ・ 令和 5 年度定時総会の開催報告
- ・G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合「デジタル技術展」 出展後援の御報告

Image for the future



# 会長再任の御挨拶「行政書士の新時代を創ろう」

### 御挨拶

今般、日本行政書士会連合会(以下、「日行連」 という。)会長に就任いたしました東京都行政書 士会所属の常住豊と申します。

令和5年度の日行連定時総会において実施された会長選挙では、多くの皆様の御支援をいただき 三選することができました。心から感謝申し上げます。 また、私が日行連会長に就任してから2期4年の間、会員の皆様の御支援御協力を賜り、順調に会務運営がなされてきたことに、改めまして感謝申し上げます。

### 活動理念

私は「そうだ、行政書士に相談しよう!」という気運を全国標準にしたいと願っています。行政

書士は、一般市民や中小企業者の人生や事業を成功に導くべく、リーガルサービスの町医者となり、総合医となり、課題を解決するときには専門医ともなって働かなければならないと考えます。

地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が 生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身 近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有 益な国家資格者となるよう、その位置付けを確固 たるものにしてまいります。

そのためにも、会員一人一人が業務の確立した 行政書士になれるように、許認可申請に代表され る行政手続と相続業務などの市民法務の業務を会 員の皆様に修得していただき、その活動ステージ が広がるように努めてまいります。

### **デジタル社会に向けて**

現在、政府は、デジタル・ガバメント実現に向けた動きを加速しています。なりすましを回避し、 国民の権利利益を守り、行政手続の円滑化に資するために、行政書士の代理申請のラインを確保すべく、新会員管理システムの構築を図り、政府の 国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との 連携を見据えています。引き続き、行政書士の特性をいかすことが行政手続のデジタル化推進につながることを、政府に提言してまいります。

また、行政書士業務に関連する様々な法改正等についても、意見を求められるようにするため、 積極的に政策提言を行ってまいります。現場を 知っている行政書士として国民目線に立った提言 ができる特性をいかし、政府による政策検討段階 やパブリックコメントの募集に対しても積極的に 対応していきます。

今般、財産管理業務、成年後見人等業務が行政 書士業務であるとの通知を総務省から発出してい ただきました。市民法務分野における行政書士の 活動の基盤整備が進みました。この分野における デジタル化への対応も進めていかなければならな いと考えます。

### **一 行政書士法の改正に向けて**

デジタル社会における行政手続は、事前審査から事後調査・救済にウエイトが移行するなど、進め方そのものが抜本的に変わるのではないかと考えています。

そこで、デジタル社会に機能する行政書士法の 改正を推進してまいります。行政書士の特性をい かすべく、許認可申請であれば許可要件を立証す る方法として、行政書士の事実証明の活用を目指 します。また、国民の権利利益を守るためにも、 事後調査・救済に関する行政書士の権限拡充も目 指します。

そして、業務規定にある「報酬を得て」に関する要望項目について、理事会で決定された行政書士法改正要望項目を踏まえ、行政法を専門とする学識者の方々を含む「行政書士制度に関する研究会」での議論も参考にして、具体的方針を取りまとめることを進めます。

### 地域密着型の国家資格者「行政書士」の確立へ

地域密着型の活動を地域において推進するため に、現場が活動しやすいステージづくりを進めま す。また、多様化する国民のニーズに応えるため に、他士業団体との連携を図ります。

これまでの様々な活動の結果、関係各所において、行政書士の活用への理解が進んでいると感じています。引き続き、日行連役員、各単位会、現場の行政書士会員を始め、関係する皆様方から広く御意見をいただきながら、会長としてトップセールスを強化し、デジタル社会における行政書士の役割を確固たるものとしてまいります。

皆様の御理解、御支援を賜りますよう、何とぞ よろしくお願い申し上げます。

### 日本行政

MONTHLY No.609 AUGUST. 2023

### Contents

Top Message

Special Report

**Topics** 

Information

会長再任0	D御挨拶······	·· 1
	における報酬規定の趣旨 法制定過程における議論から―(前編)	4
令和5年度	· = • · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	新役員名簿	
	定時総会議案資料	
	定時総会質問一覧	·· 21
総務大臣表	彰 表彰状授与式	23
定時総会 定期大会	懇親会の開催報告	·· 25
日本維新の	会行政書士制度推進議員連盟との役員懇談会を開催。	28
G7群馬高崎	デジタル・技術大臣会合「デジタル技術展」出展後援の御報告…	29
一般倫理研修	るの受講が全会員に義務化されました	. 30
	情取次関係研修会(VOD方式)の御案内	
	「政書士試験」の御案内····································	
	单位会	
	委員会から ······	
	f通信8月号 ······	
	- な動き(6月)	
	く!教えてミネルヴァくん	
	formation	
	ース	
	:/広報部員のひとり言/	
御協力のお	<b>〉願し、~日本行政を正確・迅速にお届けするために~</b>	

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや<sup>C</sup> 事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

-0-

日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

<対面相談・電話相談(予約制)>

電話番号:024-973-7163(予約専用)

通話料はお客様負担となります。

相談時間:13:00~16:00 毎週水曜日

(祝祭日・年末年始休業)

所 在 地:福島県郡山市堂前町10番10号

新型コロナウイルス感染症に関する 無料電話相談窓口を各都道府県行政 書士会に設置しています。



日本行政書士会連合会 •Eメール nichigyoren@gyosei.or.jp •ホームページ https://www.gyosei.or.jp/

### 行政書士法における報酬規定の趣旨

### ―行政書士法制定過程における議論から―(前編)

行政書士制度に関する研究会 作業チーム員 飯田 森

令和4年度、日本行政書士会連合会では、現代社会における行政手続(行政過程)領域の抱える課題を解決し、デジタル社会においてもいかにして行政書士が国民の利便、権利利益の実現と円滑な行政手続に貢献すべきかを研究するため、行政法を専門とする学識者(大学教授等)を構成員に含む「行政書士制度に関する研究会」を設置しました。

本研究会では、行政書士制度や行政書士法のあり方について研究を行っており、その研究過程で、行政書士法における報酬規定について、行政書士法制定時の議論から調査を行いましたので、本号と次号に分けて掲載いたします。

#### はじめに -----

行政書士法(以下、「法」という。)第1条の2第1 項は、他人の依頼を受け「報酬を得て」、官公署に提 出する書類及び電磁的記録その他権利義務又は事実 証明に関する書類を作成することを行政書士の独占 業務(以下、「行政書士業務」という。)と定めてい る。また、法第19条第1項は、行政書士以外の者が 行政書士業務を行うことを制限しており、これに違 反した者は法第21条第2項によって罰せられる。こ のように「報酬を得て」(以下、「報酬規定」という。) は、ある行為が行政書士業務に該当するか(該当性) 及び法第19条第1項に違反するか(違法性)の判断 において、一つの要素となっているとともに、法第 21条第2項に基づく刑罰の構成要件の一つとなって いる。行政書士法制定時(第1回国会、第8回国会、 第9回国会及び第10回国会)の資料を確認すると、 報酬規定の文言について様々な観点から議論が行わ れており、提出法案から修正が行われ、現行の規定 になったという経緯がある。

他方で他士業法に目を向けると、弁護士法第72条 が「報酬を得る目的」と定め、司法書士法は報酬規 定を設けていないなど、報酬規定についても様々な 定め方が見られる。

そのため本稿では、行政書士法の報酬規定の内容 を簡単に確認するとともに、立法時の議論を分析す ることにより、行政書士法における報酬規定の趣旨 を明らかにすることを目的とする。

### 1. 報酬規定の内容 ------

行政書士法には、以下のような規定が存在する。

### 第1条の2(業務)

(1) 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。

以下この条及び次条において同じ。) その他権利 義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基 づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

### 第19条(業務の制限)

(1) 行政書士又は行政書士法人でない者は、 業として第1条の2に規定する業務を行うこと ができない。ただし、他の法律に別段の定めが ある場合及び定型的かつ容易に行えるものとし て総務省令で定める手続について、当該手続に 関し相当の経験又は能力を有する者として総務 省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、 この限りでない。

#### 第21条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 行政書士となる資格を有しない者で、日 本行政書士会連合会に対し、その資格につ き虚偽の申請をして行政書士名簿に登録さ せたもの
- 二 第 19 条第 1 項の規定に違反した者

まず、法第1条の2第1項には、行政書士が行う ことができる業務について規定されている。その内 容は、①他人の依頼を受け、②報酬を得て、③官公 署に提出する書類(電磁的記録を含む)等を作成する ことである。報酬を得ることが行政書士業務の定義 に含まれているため、報酬を得ないで官公署に提出 する書類等の作成を行う場合には行政書士業務に含 まれず、行政書士法に違反しないということになる。

次に、法第19条は、行政書士又は行政書士法人で ない者は、ただし書の場合を除いて、業として行政 書士業務を行うことができない旨を規定する。その ため、原則として行政書士以外の者は、業として行 政書士業務を行うことができない。

そして、法第21条第1項第二号は、法第19条第

1項の規定に違反した者に対する罰則を定めている。 すなわち、行政書士以外の者が法第1条の2第1項 に規定する行政書士業務を業として行った場合に、 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ る。法第21条第1項第二号の構成要件は、①行政書 士以外の者、②他人の依頼を受ける、③報酬を得て、 ④一定の書類の作成、及び⑤業として、となってい る。法第21条第1項第二号によって罰則が設けられ ていることにより、法第1条の2第1項に定められ る業務は、独占業務と解されている1)。これと反対に、 法第1条の3に定められる業務は、法第19条第1項 及び法第21条第1項第二号の規定を受けないため、 非独占業務であると解されている2)。

以上の内容からも分かるとおり、行政書士の独占 業務は、「報酬を得て」官公署に提出する書類等を作 成することであり、それを無償で行うことは行政書 士法に違反しない。また、行政書士業務を「業とし て(反復継続的に)」行わない場合にも、行政書士法 に違反しない。他方で、前述のとおり、いわゆる士 業法によって報酬規定の定め方は様々である。その ため以下では、法第1条の2第1項に「報酬を得て」 及び法第19条第1項に「業として」を挿入した経緯 及び立法者の趣旨について見ていく。

### 2. 行政書士法制定過程 ---------

行政書士に関する定めは、もともと地方公共団体 が定める規則に由来する3)。明治5年に太政官達「司 法職務定制」が「証書人、代書人、代言人」の3種 を制定し、行政書士は代書人として位置付けられて いた。そして、明治36年に大阪府令「代書人取扱規 則」、翌年に警視庁令「代書業者取扱規則」が制定さ れた。さらに、大正9年に内務省令「代書人規則」 が設けられた。

<sup>1)</sup> 兼子仁『行政書士法コンメンタール〔新 11 版〕』(北樹出版・2021) 22 ページ

<sup>2)</sup> 兼子・前掲注(1)34ページ

<sup>3)</sup> 行政書士の起源について、日本行政書士会連合会50周年記念事業実行委員会編『行政書士50年史』(日本行政書士会連合 会・2001) 3ページ以下、兼子・前掲注(1)6ページ以下を参照されたい。

行政書士法制定に向けての動きは、昭和12年頃から行われていた。以下で見ていくように、昭和22年に開催された第1回国会において行政書士法案が提出されたものの、内務省の廃止等の影響により、成立には至らなかった。そして同年、代書人規則が廃止され、代書人の業務が自由になったことにより、悪質業者が数多く現れ、そのような状況を規制するために、昭和23年に「東京都行政書士条例」を始め、多くの都道府県において行政書士条例が制定された。その後、再び行政書士法制定運動が開始された。

### (1) 第1回国会

昭和22年に開催された第1回国会において、行政 書士法案が提出された。そして、衆議院治安及び地 方制度委員会において、行政書士法案について議論 がなされていた。当時の行政書士法案第1条及び第 13条は次のとおりである。

### 第1条

この法律において、行政書士とは、他の法令 に依ることなく、官公署又は公衆の嘱託を受け て左記の書類作成を業とする者をいう。

- 1 官公署へ提出する書類。
- 2 権利義務に関する書類。
- 3 事實證明の書類。

### 第13条

行政書士の資格なくして、行政書士の業務を 行うた者は六月以下の懲役又は三千圓以下の罰 金に処する。

このように、第1回国会においては、行政書士法 案に報酬規定が設けられていなかった。また、法第 19条のような業務の制限に関する独立した規定も含 まれていなかったものの、法第13条において無資格 者が行政書士業務を行った場合の罰則が設けられて いた。

第1回国会において、行政書士法は成立するに至 らなかった。

### (2)第8回国会

昭和25年に開催された第8回国会において、行政書士法案が提出された。そして、衆議院地方行政委員会において、行政書士法案について議論がなされていた。当時の行政書士法案第1条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項、第19条第1項及び第21条は次のとおりである。なお、法第9条第1項及び第2項において、行政書士が受けることのできる報酬の額は都道府県知事の定めた額を超えてはならないこと(いわゆる一律報酬額制)が定められていた。

### 第1条(業務)

(1) 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は 事実証明に関する書類を作成することを業とする。

### 第9条(報酬)

- (1) 行政書士が受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。
- (2) 行政書士は、その業務に関して、前項に 規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

### 第19条(行政書士でない者の取締)

(1) 行政書士でない者は、報酬を得る目的で 行政書士の業務を行うことができない。但し、 他の法律に別段の定めがある場合及び正当の業 務に付随して行う場合は、この限りでない。

### 第21条(罰則)

第19条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

第8回国会において提出された行政書士法案第1 条第1項には、報酬規定が設けられていた。この時 点において、行政書士業務の該当性の判断に、報酬 の有無が含まれたことになる。なお、現行法にある 「電磁的記録」の作成については、平成14年に行政 手続オンライン化法(行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律(現在のデジタル手続 法))及びその関係法律整備法が制定されたことと同 時に、行政手続における申請及び届出の「電磁的記 録」を原則として書類とみなす(電磁的記録の作成 を法定の業務範囲に含める)ということを目的とし て、法第1条の2に挿入された $^{4}$ 。

第1回国会で提出された法案においては、第13条 に無資格者の業務の制限及び罰則について定められ ていたところ、第8回国会で提出された法案におい ては、第19条第1項に無資格者の取締り及び第21 条に罰則の規定が設けられた。現行法第19条第1項 には、行政書士でない者が「業として」第1条の2 に規定する業務 (行政書士業務) を行うことができな いことが定められている。しかし、同国会において 提出された行政書士法案第19条第1項には、行政書 士でない者は、「報酬を得る目的」で行政書士の業務 を行うことができないと定められていた。この「報 酬を得る目的」から「業として」の修正に関する議 論の内容については、後述することとしたい。

同国会の行政書士法案は、衆議院本会議において 可決したものの、参議院において可決しなかったた め、成立しなかった。

### (3)第9回国会

昭和25年に開催された第9回国会において、行政 書士法案が提出された。同国会において提出された 法案は、第8回国会と同様のものであった。そのた め、衆議院においては本会議で可決した。しかし、 参議院地方行政委員会での議論がまとまらず、参議 院本会議に上程されることなく審議が打ち切られた。

#### (4) 第10回国会

昭和26年に開催された第10回国会において、行 政書士法案が提出された。同国会において提出され た法案は、第8回及び第9回国会と同様のもので あった。衆議院においては、前国会と同様に本会議 で可決した。第10回国会においては、主に参議院に おいて、前国会から継続して地方行政委員会で審議 が行われた。その過程において、従来の行政書士法 案からの修正が加えられた。本稿に関係する部分と

して、法第19条第1項の「報酬を得る目的で」が 「業として」に修正された。

以上のような経過を経て成立した当時の行政書士 法第1条第1項、第9条第1項及び第2項、第19条 第1項、第21条は、次のとおりである。なお、平成 9年の行政書士法の改正によって第1条に目的規定 が挿入されたため、第10回国会にて成立した行政書 士法第1条は、第1条の2に移行した。また、第9 条第1項及び第2項に定められた一律報酬額制に関 する規定は、第6次行政書士法改正(昭和60年)に よって削除された。

#### 第1条(業務)

(1) 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得 て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事 実証明に関する書類を作成することを業とする。

### 第9条(報酬)

- (1) 行政書士が受けることのできる報酬の額 は、都道府県知事の定めるところによる。
- (2) 行政書士は、その業務に関して、前項に 規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

#### 第19条

(1) 行政書士でない者は、業として第1条に 規定する業務を行うことができない。

### 第 21 条

第19条第1項の規定に違反した者は、1年以 下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

(以下、次号に続く。)

※本研究は、公益財団法人升本学術育英会 2022年 度学術研究助成の助成を受けたものである。

#### <筆者プロフィール>

中央大学大学院法学研究科博士後期課程・行政 管理研究センター非常勤研究員

2019年に行政書士登録。行政法を専攻し、行政の デジタル化をテーマに研究。そのほか、行政不服 審査法の調査研究にも携わる。

<sup>4)</sup> 兼子・前掲注(1)25ページ

### 令和5年度 定時総会の開催報告

開催日 令和5年6月15日(木)、16日(金)

場 所 東京プリンスホテル

司 会 宮本 重則 総務部長

議・長・綿部・未央・代議員(山口会)

副議長中村四郎代議員(広島会)

議事録署名人 松本 修 代議員(香川会)

河野耕八郎 代議員(徳島会)



令和5年6月15日・16日、令和5年度定時総会が開催され、全国の代議員、役員など300名 以上が参集した。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置付けに移行し、行動制限も緩和され、コロナ禍前のような日常に戻りつつある中、懇親会も含めての開催は4年ぶり。本総会では、デジタル時代における国民の権利利益の実現と行政書士制度の更なる発展を見据え、熱心な審議が行われた。 上程された全議案が可決され、二日間にわたる日程は予定どおり終了した。

午前 10 時 45 分、開会に先立ち昨年度中に逝去された物故会員 349 名の御冥福を祈り、黙祷が捧げられた。続いて、髙尾副会長の開会のことばにより本総会の幕開けとなった。

### **一** 令和 5 年度 定時総会次第 :

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 総会成立宣言
- 5 議長・副議長の選任
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議事運営委員会の報告
- 8 議案審議
  - 第1号議案 令和4年度事業報告
  - 第2号議案 令和4年度決算報告
  - 第3号議案 令和5年度事業計画(案)
  - 第4号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)
  - 第5号議案 令和5年度予算(案)
  - 第6号議案 役員の改選
- 9 議長・副議長の退任
- 10 新役員あいさつ
- 11 閉会のことば

### ′《会長あいさつ》

常住会長は、始めに、本総会に御参集いただいた関 係者及び代議員各位に対し感謝の言葉を述べた。続い て、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 引き下げられたことに触れ、感染予防に引き続き注意 を払いながらも、正常化を意識した取組を進めていく ことが必要であるとの考えを示した。

昨年度事業については、行政書士として困難な状況 に置かれている方々と行政をつなぐ役割を果たすべ く、生活衛生業コロナ対策申請支援事業や、マイナン バーカード代理申請手続事業、ウクライナからの避難



民等の在留資格に関する支援等に取り組み、それぞれ高い評価を得たことを報告した上で、各単位会 及び各会員の協力に対して改めて感謝の言葉を述べた。

また、行政書士の業務環境改善に係る直近の取組として、「行政書士が業として行う財産管理業務、 成年後見人等業務」に係る通知文書が総務省から各都道府県・金融機関宛てに発信されたこと、「相 続土地国庫帰属制度」において、行政書士が業として申請書等の作成代行が可能な「専門の資格者」 として位置付けられたこと、「マンション管理計画認定手続支援システム」において、行政書士によ る代理申請の仕組みが設けられたことなどが報告され、会員各位による今後の積極的な取組を求めた。

さらに、行政書士法改正に向けた取組として、先の理事会決定項目に関する実態調査や課題整理に 加え、学識経験者の参画を仰ぎ設置した「行政書士制度に関する研究会」において、学術的な観点か らの制度研究を進めている旨を報告し、引き続き、総務省とも連携を密に図りながら、行政書士制度 がより充実したものとなるよう、各対応を力強く進めていくとの決意を表明した。

最後に代議員各位に対し、本総会は、社会における行政書士の存在感を高め、更なる未来へとつな げていくために重要な総会であるという認識の下、建設的かつ慎重な審議を行い、有意義で実りある 会議となることを求め、挨拶を終えた。

### 《来賓祝辞》

総務大臣表彰表彰状授与式における松本総務大臣からの式辞をもって代えられた。

### 《総会成立宣言》

代議員定数 256 名のうち、242 名の出席(10 時 40 分集計時)を受け、本会会則第 20 条の規定によ り、本総会が有効に成立することが宣言された(最終出席代議員数254名)。

### 《議長・副議長の選任》

議場の司会者一任の声に基づき、議長に綿部未央 代議員(山口会)、副議長に中村四郎代議員(広島会) が選任された。

### 《議事録署名人の指名》

議長は、議事録署名人に松本修代議員(香川会)、 河野耕八郎代議員(徳島会)の2名を指名した。



### 《議事運営委員会の報告》

岩﨑雅幸議事運営委員長から委員の紹介があった。続いて菊地淳史同副委員長から、議事日程及び質問・回答の取扱い等に関する議事運営委員会の申合せ事項を報告し、議場はこれを異議なしで了承した。なお、本総会への質問は、18 単位会から計 65 件提出され(別掲参照)、質問への回答書が開会前に配付された。

### 《議案審議》

本総会では、次の6議案について審議された。

議案の上程に先立ち、議長から、事前に代議員から提出された各議案への質問に対する執行部の回答書を確認する時間が与えられた。

### 第1号議案・第2号議案

議長は、第1号議案「令和4年度事業報告」及び第2号議案「令和4年度決算報告」について一括上程した。議長は、第1号議案の執行部による提案説明は省略し、第2号議案について執行部に提案説明を求め、鶴経理部長から議案の趣旨について説明された。続いて、議長の求めに応じ、岡監事から令和4年度決算に関する監査報告がなされた。再質問の徴取に先立ち、第2号議案の雑収入の金額に関し、6名の代議員から会議規則第29条に基づく修正動議が提出された。議事運営委員会による動議提出に係る要件の点検の上、議長は本修正動議を採用するか否か採決を行い、在席代議員253名中、賛成124名で過半数を下回ったことから、本修正動議は採用しないこととされた。続いて、当日の再質問について執行部による答弁が行われ、議案ごとに採決を行った。採決の結果、第1号議案は異議なしにより可決、第2号議案は賛成多数により可決された。

#### 第3号議案

議長は、第3号議案「令和5年度事業計画(案)」について上程した。提案説明は省略され、回答に対する再質問、執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

### 第4号議案

議長は、第4号議案「公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について (案)」を上程し、執行部に提案説明を求め、髙尾副会長からの議案の趣旨にかかる説明の後、回答に 対する再質問、執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

### 第5号議案

議長は、第5号議案「令和5年度予算(案)」について上程し、宮元副会長からの本議案の補足説明の後、回答に対する再質問、執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

#### 第6号議案

議長は、第6号議案「役員の改選」について上程し、執行部に提案説明を求めた。

金沢専務理事は、会則第6条、第7条及び役員選任規則第2条、第3条に基づき、会長については選挙、 会長以外の役員については選考により選出することを説明した。

議長が役員選任規則第30条に基づき、会長以外の役員選考方法について議場に諮ったところ、議長一任となった。議長は副議長に選考の方法を説明させ、その後、会長選挙に入った。

会長選挙の立候補者は、届け出順に以下の2名。

常住 豊 会員(東京会)

若林 三知 会員(三重会)

議長は、立候補者の所信表明を求め、各候補者はこれに応じた。

その後、議長は役員選任規則第19条第3項の定めにより、投票に先立って代議員と選挙管理委員会関係者以外を退席させた上で議場を閉鎖し、選挙管理委員会に選挙事務を委任した。

縮選挙管理委員長は会長選挙を挙行し、終了後、議長に議場を返還した。

議長は議場閉鎖を解除し、議事を再開した。その後、縮選挙管理委員長から以下のとおり選挙結果の報告がなされた。

選挙	結果			
投票統	数			253 票
有効投	票			253 票
うち	常住	豊	会員	220 票
	若林	三知	会員	33 票

この結果を受け、常住会員に対して当選証書が交付され、新会長としての挨拶があった後、総会1日目の議事日程を終了し、休会となった。



2日目に入り、第6号議案の審議が再開された。副議長から新会長に加え、副会長・理事・監事の 候補者が読み上げられ議場に諮られると、議場は盛大な拍手をもってこれを承認した。

### 【《名誉会長の委嘱》

常住新会長から、遠田元会長には引き続き名誉会長に就任願いたい旨の発議があり、異議なしにより承認された。

### 【《議長・副議長の退任》

全議事終了後、議長と副議長から退任のあいさつがあり、退任した。

### 《新役員あいさつ》

最後に、常住新会長及び新副会長が整列し、代議員に対し挨拶を行った。

午前9時27分、相羽副会長の閉会のことばにより令和5年度定時総会の全日程の終了が告げられ、 閉会した。

### 令和5年度 日本行政書士会連合会 新役員名簿

日行連役職	氏名	単位会役職	
会長	常住 豊	東京会名誉会長	1
	金沢 和則	福島会名誉会長	*
	平岡 康弘	静岡会会長	
副会長	竹田 勲	愛知会会長	
則云文	髙尾 明仁	大阪会名誉会長	*
	原田 誠	広島会会長	
	田村 公隆	福岡会会長	
	宮元 仁	北海道会会長	
	相場 忠義	秋田会会長	
	岩野 光進	岩手会副会長	
	野崎 径裕	青森会会長	
	鵜沼 理人	福島会会長	
	伴 将史	宮城会会長	
	岩﨑 雅幸	山形会会長	
	宮本 重則	東京会会長	
	田後 隆二	神奈川会会長	
	水野 晴夫	神奈川会名誉会長	*
	関谷 一和	千葉会会長	
理事	古川 正美	茨城会会長	
	安野 光宣	栃木会会長	
	関口 隆夫	埼玉会会長	
	多田隈 亨	埼玉会理事	*
	秋山 賢治	群馬会顧問	
	和田 英幸	長野会会長	
	有賀 一雄	山梨会会長	
	相羽 利子	新潟会会長	
	本間 大介	岐阜会会長	
	若林 三知	三重会会長	
	青木 克博	福井会会長	
	坪川 貞子	福井会名誉会長	*

日行連役職	氏名	単位会役職
	向井 隆郎	石川会会長
	大塚 謙二	富山会会長
	奥野 慎太郎	滋賀会会長
	井上 超由	滋賀会相談役
	西村 誠	大阪会会長
	池垣 真理子	京都会副会長
	黒田 敬子	奈良会会長
	笠野 義二	和歌山会会長
	村山 豪彦	兵庫会名誉会長
	大口 晋	兵庫会会長
	今田 重治	鳥取会副会長
	中野 俊雄	島根会副会長
理事	黒田 積	岡山会会長
生事	杉山 久美子	山口会会長
	松本 修	香川会会長
	松村 和人	徳島会会長
	田岡崇	高知会会長
	中山 勇希	愛媛会会長
	德永 浩	佐賀会相談役
	山脇 正隆	長崎会会長
	櫻田 直己	熊本会会長
	浦野 英樹	大分会会長
	河野 芳輝	宮崎会会長
	青手木 良次	鹿児島会会長
	白木 純	沖縄会会長
	山本 修三	会員外※
	山本 準一	長野会名誉会長
監事	西川 教	高知会会員
	増田 由明	会員外※

\* 会長推薦

※「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づく公表対象者である退職公務員に該当する者。

### 令和5年度 定時総会議案資料 (議案書から抜粋)

※第2・5号議案の資料は本会ホームページに掲載予定です。

### 第1号議案

### 令和4年度事業報告

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症によ る行動制限等の緩和が進められ、With コロナ時 代の新しい生活様式が世の中に浸透しました。本 会では、令和3年度に引き続き、オンライン会議 システム等を活用した効率的な組織運営を図ると ともに、政府が推進する各種のコロナ対策事業に 関し、積極的な支援を継続して行いました。

令和4年6月には「デジタル社会の実現に向け た重点計画」が閣議決定され、デジタル技術の活 用を促進する政策が打ち出されました。本会では、 デジタル社会の到来を見据えた対応として、総務 省からの受託事業としてのマイナンバーカード代 理申請手続事業に注力したほか、行政手続のデジ タル化に際しての行政書士の利活用について、政 府への提言や各党議連に対する要望等を行いまし た。また、対内的活動としては、本会及び単位会 における登録関係事務の効率化を目的として、行 政書士会員管理システムの新規構築を進めまし た。将来的な国家資格等情報連携・活用システム (仮称) との連携を視野に入れ、インターネット 上で行政書士資格の証明を行う仕組みも考慮しな がら検討を進めました。デジタル化に対応した業 務環境の整備に加え、会員一人一人がデジタル技 術を効果的に活用して業務を行えるよう、また、 国民の皆様のデジタル格差の解消に向けた支援を 行えるよう、各種研修を通じて、デジタルリテラ シーを始めとした会員の資質向上にも努めてまい りました。

行政書士法制定から70余年を経た今、行政書 士を取り巻く状況は制度創設当初から大きく変貌 を遂げました。現代社会のニーズに対応し得る強 固な行政書士制度の確立に向けて、行政書士法を 学術的な視点で捉え調査研究を行うべく、行政法 を専門とする学識者の皆様を中心とした行政書士 制度に関する研究会を発足させました。研究会で は、様々な現場の声を基に、現行の行政書士制度 における課題点等を洗い出し、法改正の必要性を 含め、多角的な検討を行いました。その研究成果 として、令和4年度の報告書を取りまとめました。

行政書士が業として財産管理業務及び成年後 見人等業務を行うことについては、かねてよりそ の明確化や周知が大きな課題となっていました。 これまで法改正推進本部では、法改正要望項目と して位置付けつつ、省令改正により当該業務を例 示する方法を検討してまいりましたが、経年によ り例示列挙が限定列挙と解される可能性等も勘案 し、まずは各自治体や金融機関への理解促進を図 るべきとの結論に至りました。これを受け、改め て不利益事例に関する実態調査を行うとともに、 総務省との調整を重ねた結果、総務省から関係各 所に対し周知文書を発信していただくに至りまし た。

これまで口頭でのみ示されていた総務省の見 解が文書として明示されたことは、当該業務を推 進するうえで大きな進歩であり、これにより、実 務の現場において円滑に業務を遂行できる環境が 整いました。

そのほか、職務上請求書不正使用事件の再発防 止を目的の一つとした一般倫理研修の義務化や、

職務上請求書の払出し管理の厳格化について、関係規則の改正や具体的な研修カリキュラムの策定等、必要な整備を行いました。加えて、行政書士職務基本規則の制定や行政書士マニュアルの改訂等の検討も進め、国家資格者として備えるべき高度な倫理意識を確固たるものとするための各事業を推進しました。

最後に、ロシアによるウクライナ侵攻が長期に わたり国際社会に影を落としている状況を受け、 令和3年度に引き続き、在留資格申請等支援業務 を通じてウクライナから日本へ避難されている 方々に対する支援を行い、日本での生活の安定化 を図るとともに、権利利益の実現に寄与しました。 また、昨今の政府による外国人労働者の受入れ拡 大等に伴う技能実習制度に関するトラブル増加に 対し、申請取次制度の担い手として30年来の実 績を持つ行政書士こそが率先して対応すべきであ るとの考えのもと、関係省庁からのヒアリング等 に応じるとともに、問題解決に向けた提言を行い ました。そのほかにも、行政書士こそが、業務の 専門性をいかし、多文化共生社会の実現に貢献で きる資格者であるとして、継続的な意見の発信に 取り組んでまいりました。

### 1 地域との共生

各種コロナ対策支援に関する事業を推進する中で、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会と連携して実施した、生活衛生関係事業者に対する一時支援金申請支援等の個別相談・申請支援事業に関し、各単位会及び会員の皆様の協力を得て、8,000件を超える実績を上げました。また、全国各地で発生した台風や地震等による被害に対し、各単位会が行った被災者支援活動に対する支援金を支給する等、災害支援にも取り組みました。

### 2 役所との共生

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を推進するため、総務省からの委託を受けて実施したマイナンバーカード代理申請手続事業について、各単位会及び会員の皆様の御協力により、目標値としていた40,000件を大きく上回り、最終的には70,000件を超える実績を上げることができました。デジタル分野に不慣れな方々の支援に取り組むことで、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けた基盤整備において、重要な役割を果たすことができました。

### 3 他士業者との共生

所有者不明土地問題に係る対策の一つである相続土地国庫帰属制度が令和5年4月から開始されるにあたり、本人申請を原則とした手続ではあるものの、国民利便の観点から土地関係業務に精通した行政書士による関与が必要であるとして、関係各所への働きかけを行いました。その結果、関係議員による多大なる御力添えも加わって、行政書士も申請書等の作成を代行できる専門の資格者として、弁護士、司法書士とともに併記されました。

以上、"三つの共生"に関する主な取組に加え、 多様性のある社会の実現に向けた活動として、権 利擁護推進委員会が中心となって行政書士による 権利擁護について調査研究を進めたほか、「My じんけん宣言」への参画や各単位会における啓発 事業を支援するための広報ツールの作成等を行 い、本会が推進する権利擁護活動を推進しました。

※各部、委員会等からの報告は省略。

### 第3号議案

### 令和5年度事業計画(案)~ デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して~

令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、With コロナ時代におけ る事業活動のあり方を再考しつつ、国民や事業者の皆様への継続的な支援だけでなくウクライナ避 難民を始めとした困難な状況下に置かれた人々への支援、マイナンバーカード代理申請手続事業の 推進などデジタル社会の実現に向けた対応を積極的に推進した1年となりました。令和5年度にお いても、引き続き、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、デジタル時代の礎 となる各種施策を推進するとともに、超高齢社会を始め多様化する社会の要請に応え、国民の皆様 から必要とされる国家資格者としての地位をより一層強固なものとするべく、時代に即した事業活 動を内外に展開してまいります。

令和4年度からの継続事業として、デジタル時代における行政書士業務の確立と本会におけるDX を推進するため、各単位会も利用可能とする新たな行政書士会員管理システムの構築を進めてまい ります。オンライン申請に際しシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、国が令和7年に運 用を開始する予定の国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との連携も見据えて対応を進め、 デジタル時代においても、行政書士としての特性を遺憾なく発揮し業務が遂行できるよう必要な環 境整備に取り組んでまいります。このことは、本会のみならず行政書士会全体の登録関係事務を中 心とした業務の大幅な効率化にも寄与するものです。

関連して、デジタル化の推進にあたっては、行政書士が長年にわたり行政手続に携わってきた知 見をいかして、政府に対し行政手続のデジタル化に係る提言や行政書士の活用に係る要望等を行う とともに、デジタル分野に不慣れな方々への支援策の充実を図ってまいります。地域に根ざした最 も身近な相談相手として、また、頼れる街の法律家としての存在感をより一層高めてまいりたいと 考えます。

令和4年8月31日、会則の一部改正が総務大臣の認可を受けたことに伴い、令和5年8月31日 に倫理研修規則が施行されます。これにより、全ての会員に対し、一般倫理研修の受講が義務付け られることとなりました。また、行政書士の職務に関する倫理と行動規範を明確にすることを目的 とした行政書士職務基本規則を制定することを進めてまいりました。これら一連の対応は、先般の 職務上請求書の不正使用事件を受け、改めて基本的人権の擁護と公正な社会の実現という行政書士 の使命を自覚し、自らの行動を省みて業務に精励することを趣旨とするものです。これを契機に、 会員全体の倫理意識をより一層高め、あわせて個々の資質向上を図り、更なる活躍の場を広げてい ければと考えます。

行政書士法改正について、現行法の課題点等を洗い出し、様々な角度から検討を進めています。 令和4年度に新たに設置した行政書士制度に関する研究会では、行政法を専門とする学識者の方々 を中心に学術的な側面から捉えた行政書士法の課題の整理とその解決に向けた対策の理論構築を試 みています。本研究会における議論の成果や各単位会・各地方協議会等からいただいた様々な御要 望も踏まえて、法改正推進本部において方向性を定め、デジタル社会に適応した行政書士制度の実 現に向けて鋭意法改正を進めてまいりたいと考えます。

デジタル時代の到来に際し、人々の価値観や社会構造は急速に変化しています。本会においても、 各事業の執行に関し、遅きに失することがないよう、より柔軟な思考とスピード感を持って対応す ることが肝要であると認識しています。デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して、令 和5年度も総力を挙げて各事業に取り組んでまいります。

### 1 活動理念

- "そうだ、行政書士に相談しよう!"という気運を高めよう!!
- ○地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。
- ○権利擁護を推進することをもって、"国民の権利利益の実現"に寄与します。

### 2 基本方針

- "三つの共生"を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動を飛躍させます。
- ○デジタル化など変容する社会と行政手続に即座に対応することで、許認可申請を始めとした 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類作成の法律専門職として、 行政書士への社会的評価と信頼を高めます。
- ○デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国標準となるように注力します。
- ○超高齢社会においても、国民の権利利益の実現を推進します。
- ○「With コロナー社会における国民・事業者支援活動の推進をします。
- ○多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現を目指し、その中心的役割を担います。
- ○特定行政書士制度の推進をします。
- ○行政書士の職務に関する倫理と行動規範の徹底を推進します。

### (1) 地域との共生

- 地域密着型の活動を地域において推進するために、現場が活動しやすいステージづくりをします -
- ①地域住民や事業者の方々に対し、行政書士業務を通して地域に貢献します。
- ②各種団体の全国中央会などとの連携を推進することをもって、地域での金融機関などの経済団体を始めとする各種団体との連携につなげ、各地域における事業者支援を推進します。
- ③外国人材受入れに関する適正手続を始め、生活・事業における支援等と国際交流の推進をします。
- ④全国的な成年後見制度の推進(コスモス等と連携した全国統一運動の推進)をします。
- ⑤空き家対策及び所有者不明土地問題対策の推進をします。
- ⑥災害復興支援活動、地域活性化支援活動の推進をします。
- ⑦ ADR、法教育の推進をします。
- ⑧暴力団等排除対策の推進をします。

### (2)役所との共生

- 行政書士制度の維持発展と行政の円滑化のために、政策提言等を行います -
- ①日政連と連携して、行政書士業務を強固にするための法改正を目指します。
- ②行政書士法に関する調査研究を推進します。
- ③行政書士業務に関係する法改正等について、積極的に政策提言をします。
- ④デジタル社会の実現への対応を推進します。

### (3) 他士業者との共生

- 多様化する国民のニーズに応えるために、他士業団体との連携を図ります -
- ①広範囲の業務特性を持つ行政書士業務に鑑みて、協力関係を構築します。

### 3 活動内容

各部・委員会等事業計画(案)のとおりです。

### <各部・委員会等事業計画案>

### 【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 行政書士実態調査の実施
- 3 諸会議の開催
- 4 顕彰 (式典等) の実施
- 5 新年賀詞交歓会の実施
- 6 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 7 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 8 他の部の所管に属さない事項への対応

### 【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 賃借物件(東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス) の適正管理

### 【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 制度 PR ポスターの作成
- 4 行政書士制度 PR 事業
- 5 インターネットによる広報活動

### 【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止

### 【許認可業務部】

### <運輸交通部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応
- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

### <建設・環境部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 3 新規業務獲得に向けた実務研究

### <社労税務・生活衛生部門>

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究
- 3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

### <農地・土地利用部門>

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

### 【法務業務部】

### <部全体>

1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその 提供

### <権利義務・事実証明部門>

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査 研究及び関係各所への情報発信

### <法務事務・成年後見部門>

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援 策(成年後見制度及びその周辺制度)の調査 研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

### 【国際・企業経営業務部】

### <国際部門>

1 国際業務に関する調査研究

### <知的財産部門>

- 1 知的財産業務に関する調査研究
- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデ ル事業案の検討

### <企業支援部門>

1 中小企業支援(知的資産経営支援業務)等の 調査研究

### 【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務 に関する調査研究及び指導
- 2 登録申請書類の審査

### 【申請取次行政書士管理委員会】

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施へ の対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者と の連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会(単位会)への 助成

### 【規制改革委員会】

1 規制改革・行政改革等への総合的対応

### 【デジタル推進本部】

- 1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務 の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修
- 3 日行連の DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

### 【裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部】

- 1 ADR 代理権の取得に向けた対応
- 2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのスキ ル研修のオンライン配信
- 4 模擬 ODR の開催と単位会が開催する研修支援
- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への 支援

### 【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

### 【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協 カ・指導
- 2 大規模災害等への対応

### 【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の執行
- 2 会長選挙改善点に係る検討

### 【自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS) 対策特別委員会】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法 及び行政書士法施行規則改正に関する調査研 究及び情報収集

### 【改正行政書士法対応委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

### 【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

### 【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

### 【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外 国人・LGBT等の分野別権利擁護及び行政書 士業務における手続を通じた権利擁護の調査 研究

3 権利擁護活動の対外的な PR

### 【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件 への施策立案等の総合的対応及び制度に関す る政策研究
- 2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積 及び整理等の業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及 び規制改革・行政改革に関連する政策提言の 作成
- 4 規制改革ホットライン等、規制改革要望への対応

### 【中央研修所】

- 1 会則第62条の3第1項第一号研修の実施
- (1) 基礎研修の実施
  - ①基礎法律研修
- (2)業務研修の実施
  - ①法定業務研修
  - ②業務関係研修
  - ③特定行政書士プレ研修
  - ④特定行政書士ブラッシュアップ研修
- (3) 政策研修の実施
  - ①政策関係研修
  - ②司法研修
  - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施
- (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第62条の3第1項第三号研修の実施
- (1) 一般倫理研修の実施
- (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用 の更なる深化・改善

### 第4号議案

### 公益社団法人コスモス成年後見サポート センターへの寄付金支出について(案)

### 〈提案趣旨〉

日本行政書士会連合会(以下、「本会」という。)では、社会貢献事業推進のため、平成22年8月に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下、「コスモス」という。)を設立し、以後、この事業推進を支援しています(令和5年4月12日公益認定を受け、公益社団法人となった。)。

行政書士として後見業務を行うこと(専門職後 見人として家庭裁判所から認められること)の条件として、会員の倫理・資質向上のための研修、 財産管理を行う際の不正防止のための業務管理を 求められていたことが、別団体設立の理由の一つ でもありました。

現在、会員数 2,200 名弱、受任件数 5,000 件超 の団体となり家庭裁判所から候補者推薦依頼を受 けるコスモス支部も増えてきました。

閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画にも専門職として「行政書士」が明記され、地域の実情に応じた支援体制への連携が「行政書士会」に求められています。加えて、本年3月に総務省から成年後見人等業務、財産管理業務が行政書士業務であることの通知が発出されました。これらは、全国組織であるコスモスを通じた行政書士の社会貢献活動が評価され、行政書士全体の社会的評価向上に寄与している結果であると考えます。

一方で、コスモスの会員数、受任件数が増えるとともに、必要な研修及び業務管理に係る費用は増加します。公益社団法人としてより一層、公益事業の拡大と内部体制の確立も必要です。活動を担保するため、コスモス自体にも財務基盤の確保に向けた努力を求めますが、設立からこれまでのコスモスの活動には大きな意義があったと言えます。

上記を理由に、本会は引き続き、コスモスを通

じ、行政手続の専門家組織としての知見を生かし、 成年後見制度の利用促進に努め、共生社会におけ る国民の権利利益の実現に取り組むため、全国組 織であるコスモスへの支援を継続する必要がある と考えます。

ついては、本会によるコスモスへの支援に関して、以下のとおり提案し、承認を求めます。なお、令和4年度は定時総会の承認に基づき、本会からコスモスに1,000万円を寄付しましたが、以後、500万円までをめどに、毎年度100万円ずつ減

### 〈承認を求める事項〉

じていく方針です。

日本行政書士会連合会会則第 18 条第三号「重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること。」に該当する次の事項について、総会の承認を求めます。

公益社団法人コスモス成年後見サポート センターへ、日本行政書士会連合会から令和 5年度寄付金として900万円を支出する。

(以上、議案書から抜粋)

### 令和5年度 定時総会質問一覧

号議案	区分・部署名	質問の標題		
	事業報告 (財産管理・成年後見)	成年後見人等業務等にかかる総務省文書について		
	デジタル推進本部	マイナンバーカード代理申請手続事業について		
	総務部	行政書士職務基本規則について 【総務部】(3)行政書士職務基本規則の検討について 職務上請求書の使用について		
		「月刊日本行政」バックナンバーの公開について		
	<i>Г</i>	諸法規の調査研究について		
	法規監察部	役員等が訴訟を提起された場合の支援方法について 全国共通の「基本調査マニュアル」の作成について		
		【法規監察部】5行政書士制度違反行為の防止について		
	許認可業務部 —————	デジタル化における代理申請について		
	法務業務部	官公署からの相続人・親族調査に係る関係図等作成委託業務について		
		行政書士会における成年後見制度の取組状況について		
	国際・企業経営業務部	出入国在留管理庁電子届出システムについて 【国際・企業経営業務部】 <知的財産部門>2著作権相談員制度の維持 拡大に関する対応について		
1 1	77.47 7 17 4	所属単位会の変更による処分逃れについて		
	登録委員会	一人法人の社員による単位会移動について		
	裁判外紛争解決手続(ADR)推	1 ADR 代理権の取得に向けた対応について		
	進本部	5関係機関・団体との連携強化と情報分析について		
		単位会における行政書士登録関係書類の保存について		
		【デジタル推進本部】「1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の 現状把握と具体的な施策(1)①」について		
	デジタル推進本部	行政書士会員管理システムの改修について		
		マイナンバーカード申請代理事業について		
		マイナンバーカード代理申請手続事業について		
		行政書士法改正について		
		行政書士法改正について		
	法改正推進本部	行政書士法改正:懲戒処分の除斥期間の制定について		
		申請代理権について		
		行政書士法改正の推進について		
	権利擁護推進委員会	権利擁護活動にかかるツールの活用について		
		民間会社が相続案件を行政書士に紹介して手数料を取ることについて		
	行政書士制度調査室	行政書士制度調査室の民間企業による行政書士紹介事業の調査について		
		行政書士紹介事業について		
2	経理部	正味財産について		
	本土土王司)	中央研修所事業特別会計収支計算書について		

号議案	区分・部署名	質問の標題				
		デジタル分野の支援について				
	事業計画(デジタル対策)	会員のデジタルデバイドについて				
	事業計画(会員管理システム)	環境整備について				
	事業計画(地域・機関連携)	②各種団体との連携について				
	事業計画(地域・災害)	⑥災害復興支援活動について				
		表題部所有者不明土地探索委員の任命について				
	事業計画 (地域・所有者不明土地、空き家)	空き家、空き地に関する情報交換について				
		所有者不明土地・空き家問題について				
	事業計画(地域・成年後見)	④全国的な成年後見制度の推進について				
	ZV43 주 모 스	行政書士の高齢化に関する対応について				
	登録委員会	登録申請書類の審査について				
	法規監察部	【法規監察部】「4各単位会における監察活動の推進」について				
3	デジタル推進本部	【デジタル推進本部】「1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現 把握と具体的な施策」について				
		受託業務におけるアプリ・AI 等の活用について				
	法務業務部	法務業務部の事業計画について				
	/云/苏未/芬印	財産管理業務及び成年後見人等業務に関する説明会の開催について				
	改正行政書士法対応委員会	特定行政書士制度の推進について				
	裁判外紛争解決手続(ADR)	【裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部】 6 認証申請単位会及び認証取得済 単位会への支援について				
	推進本部	1 ADR 代理権取得に向けた対応について				
	<b>汁小工+#</b> >#→前	行政書士の財産管理業務に関する法改正について				
	法改正推進本部	「行政書士法改正の推進及び制度維持への対応」について				
	行政書士制度調査室	WEB サイト運営事業者への紹介料について				
	総務部	行政書士の財産管理業務に関する職務上請求用紙について				
	中央研修所	法定業務研修について				
		寄付金の支出について				
4	その他	寄付金の額の確定とその算定根拠について				
~	C <b>V</b> ∕ I IE	寄付金の内容について				
		寄付金の根拠について				
5	総務部	単位会の集合倫理研修実施に伴う経費の負担について				
	中央研修所	【中央研修所】ビデオ・オンデマンドの業務研修について				

### 令和5年度総務大臣表彰 表彰状授与式

### ~業務精励、制度発展への功績を讃え、30 名に総務大臣表彰が贈られました~

定時総会の開催に先立ち、6月15日(木)午前 10時から東京プリンスホテルにおいて、令和5年 度総務大臣表彰表彰状授与式が執り行われた。永 年の業務精励や功績を讃え、本年度は30名に総務 大臣表彰が贈られ、受賞者に対し表彰状と記念品 が授与された。

授与式は宮本総務部長の司会により、松村副会 長の開会のことばで開始。常住会長挨拶の後、総 務大臣表彰が行われた。司会者から受賞者全員の 名前が読み上げられた後、松本剛明総務大臣から、 受賞者代表の原田誠会員(広島会)に表彰状が授 与され、これを受け、原田会員が謝辞を述べた。

続いて、松本総務大臣から式辞が述べられ、坪 川副会長の閉会のことばをもって授与式は終了し た。終了後、受賞者は出席された松本総務大臣、 尾身総務副大臣、中川総務大臣政務官、常住会長 とともに記念写真の撮影を行った。





### 総務大臣表彰受賞者一覧

(敬称略・順不同)

今野 信子 秋田会 安友 千治 神奈川会 秋葉 憲司 栃木会 **栄一** 栃木会 佐藤 手塚 理恵 栃木会 赤坂 昌雄 埼玉会 長内 **示** 埼玉会 正治 亨埼玉会

須藤 信吾 埼玉会 尾池 勢一 群馬会 赤羽 康志 長野会 奥山 浩行 静岡 会 兒島 良孝 静岡会 鈴木 芳雄 静岡 会 公明 愛知会 梛野 | 青木

奥島 要人 三重会 堀内美智子 滋賀 会 大野 研一 兵庫会 飼原 和子 兵庫会 田中 浩二 兵庫会 誠広島会 原田 杉本 宏徳島会 明紀 三 重 会 | 松本 伸矢 熊 本 会

春野 慶司 大分会 康代 大分会 堀 山田 美之 大分会 竹村 安博 宮崎 会 前原 和人 鹿児島会 小野 正義 沖縄 会 以上 30名

### 総務省御臨席一覧

(敬称略・順不同)

眀 総務副大臣尾り朝子 総務大臣政務官 中 川 貴 元 総務大臣 松 本 剛 自治行政局長 吉川 浩民 自治行政局官房審議官 三 橋 一 彦 自治行政局行政課長 田中聖也

### 総務大臣式辞

#### 剛明 総務大臣 松 本



この度、長年にわたり業務に精励され、行政書士制度の 向上・発展に多大な貢献をされた皆様方に表彰状を授与させ ていただきました。ここに皆様のご功績に敬意を表しますと ともに、心からお称え申し上げます。

行政書士制度は昭和26年の行政書士法制定以来、累次に 亘る法改正が行われ、令和3年には「国民の権利利益の実現 に資すること」を目的に明記する改正が施行され、さらなる 制度の発展・充実が図られました。

行政書士の先生方におかれましては、いつの時代も「頼 れる街の法律家」として、日頃から国民と行政の架け橋とな り、行政の円滑な運営にご尽力いただき、深く感謝いたしま す。災害時の罹災証明書や、感染症対策における各種給付金 などの申請では、行政書士の皆様には大きな支援をいただい ております。

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・ 促進にあたりましても、総務省から行政書士の皆様方にお願 いし、昨年1月から本年春にかけて行政書士会による相談会 の開催や、申請サポート事業を展開していただきました。お かげさまで、申請件数は9700万件を超え、人口に対する割 合が約77%となりました。行政書士の先生方のご参画と多 大な貢献に、厚く御礼申し上げます。

今国会ではマイナンバー法の改正が行われ、個人番号等 の利用の促進を図る行政事務の範囲に、行政書士の国家資格 登録に関する事務が拡大されました。

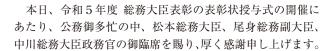
政府が展開する「新しい資本主義」は官民連携による経 済発展をめざしており、手続きがいろいろありますので、行 政書士の皆様方のいっそうのご活躍を期待申し上げておりま

加えて、政府は「デジタル田園都市国家構想」を強く進 めておりまして、国民の皆様にデジタル化による恩恵を享受 していただくために、情報の格差、いわゆるデジタル・デバ イドの解消が必要であり、行政手続に精通し、幅広い知識と 経験を持っておられる先生方には、その知見を活用して、電 子手続に不慣れな方々に寄り添ったきめ細かなサポート等、 積極的なご支援をお願いしたいところです。

結びに、本日表彰を受けられました皆様方に、重ねてお 祝いを申し上げますとともに、日本行政書士会連合会会員の 先生方のご健勝とますますのご活躍、日本行政書士会連合会 及び各都道府県行政書士会のご発展をご祈念いたしまして、 式辞といたします。

### 拶

#### 豐 日本行政書士会連合会 会長 堂 住



この度、栄えある表彰を受けられる皆様は、永年にわた り行政書士として研鑽と努力を積み重ねて来られました。業 務精励を通じ、国民の権利利益の実現を図り、行政書士制度 の発展に大きく御尽力なさった方々です。その御功績に対し、 深い敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

昭和26年の行政書士法制定以来、長い歴史の中で育まれ てきた行政書士制度の今日があるのは、偏に、先人の御努力 の礎のもと、総務省を始め関係各位の御指導、そして全国の 会員各位による日々の努力の積み重ねの賜物と、改めて御礼 申し上げます。

さて、デジタル社会はその進展の度合いを加速化させて います。「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目 指す中において、国民生活に直接関わる行政手続や民民間に



おける権利義務・事実証明分野の専門家である行政書士に対 し、大きな期待が寄せられています。また、超高齢社会を迎 えた我が国において、遺言相続、土地の活用、事業承継、成 年後見制度、外国人の在留資格など、多岐にわたる分野で国 民の権利利益の実現を担う行政書士の役割は、ますます重要 になります。

こうした期待に応えるには、私たち行政書士一人一人が国 民と行政の架け橋としての役割をしっかりと自覚して、日々 の業務に真摯に向き合うことが重要です。

会員各位が街の法律家としての使命感を強く持ち、求め られる責務を十分に果たすことができるよう、日本行政書士 会連合会では、「そうだ、行政書士に相談しよう!」との気 運を高めてまいるとともに、引き続き制度の発展に全力で取 り組んでまいります。

本日、表彰を受けられる皆様におかれましては、今後ま すますの御活躍を御期待申し上げますとともに、後に続く会 員の育成・指導にも一層のお力添えを賜りますようお願い申 し上げ、挨拶といたします。

### 令和5年度日本行政書士会連合会定時総会 第43回日本行政書士政治連盟定期大会

### 懇親会の開催報告

定時総会初日の議事休会後に懇親会が開催され、大臣、各党議員連盟・議員懇話会会長、各党代表等の国 会議員を始めとする多くの御来賓の皆様に御臨席賜り、行政書士の更なる活躍への期待と激励の声をいただ いた。

松本剛明総務大臣からは、「マイナンバーカードの普及促進やウクライナ避難民の支援、地域において頼れ る街の法律家として国民と行政の架け橋となっていることに対し、感謝の意を表する。「新しい資本主義」の 実現、誰もがメリットを享受できるデジタル社会の実現に向けて、行政書士が活躍できる環境づくりを皆様 と連携して進めたい。」との御言葉をいただいた。

また、日本行政書士会連合会、各行政書士会がウクライナ避難民の支援を行ってきたことから、セルギー・ コルスンスキー駐日ウクライナ大使館全権大使も御来場なさった。大使からは、「直面している大変困難な時 期に、日本政府、日本社会、国民の皆様、そして行政書士の方々にお世話になり、感謝している。ウクライナ から 2,300 人以上の避難民が来日したが、行政書士会が設けられた相談窓口や支援のお陰もあり、毎日の生活 に適応できるようになった。ウクライナの人々を代表して深く御礼申し上げる。」との御言葉をいただいた。

### ●御来賓



松本 剛明 総務大臣



細田 博之 衆議院議長、自由 民主党行政書士制度推進議 員連盟顧問



セルギー・コルスンスキー 駐 日ウクライナ大使館全権大 俥



齋藤 健 法務大臣



※肩書は懇親会開催時点のもの

加藤 勝信 厚生労働大臣



小倉 將信 内閣府特命担当 大臣(こども政策、少子化対 策、若者活躍、男女共同参 画)、女性活躍担当、共生社 会担当、孤独·孤立対策担当



後藤 茂之 経済再生担当、新 しい資本主義担当、スタート アップ担当、新型コロナ対策・ 健康危機管理担当、全世代型 社会保障改革担当、内閣府特 命担当大臣(経済財政政策)



中川 貴元 総務大臣政務官



石田 真敏 自由民主党行政 書士制度推進議員連盟会長



赤羽 一嘉 公明党行政書士 制度推進議員懇話会会長



逢坂 誠二 立憲民主党行政 書士制度推進議員連盟会長



井上 英孝 日本維新の会行 政書士制度推進議員連盟会



古川 元久 国民民主党と無 所属議員による行政書士制 度推進議員連盟会長



山口 那津男 公明党代表、公 明党行政書士制度推進議員 懇話会顧問



西村 智奈美 立憲民主党代 表代行



野田 毅 日本行政書士政治 連盟顧問



石田 祝稔 日本行政書士政 治連盟顧問



片山 さつき 自由民主党行政 書士制度推進議員連盟副幹



田所 嘉德 自由民主党行政 書士制度推進議員連盟事務



佐藤 英道 公明党行政書士 制度推進議員懇話会顧問



奥野 総一郎 立憲民主党行 政書士制度推進議員連盟幹



片山 大介 日本維新の会行 政書士制度推進議員連盟幹 事長



西岡 秀子 国民民主党と無 所属議員による行政書士制 度推進議員連盟幹事



稲田 朋美 衆議院議員



衛藤 晟一 参議院議員



小田原 潔 衆議院議員



菅家 一郎 衆議院議員



鈴木 貴子 衆議院議員



小寺 裕雄 衆議院議員



### 御来賓一覧

(敬称略)

※役職等は懇親会開催時点のもの

【内閣】(	代理出席含む)							
岸田 文雄 斉藤 鉄夫	松本 剛明 渡辺 博道	齋藤 健 谷 公一	林 芳正 小倉 將信	鈴木 後藤		岡 桂子 市 早苗	加藤 勝信	
【衆議院詞	<b>義員】</b> (代理出席含	む)						〈五十音順〉
逢青赤赤浅安麻甘池池伊石石石石石石石泉市井伊伊伊伊稲井井、沢柳澤羽野住生利田畑佐井井川田破橋原田村出藤東東藤田野上一陽亮一哲淳太明佳浩進啓拓昭真茂林正裕浩庸達信良渉朋俊信郎一正嘉 郎 隆太一 政敏 太敬彦一生也久孝 美郎治郎 正嘉 郎 隆太一 政敏 太敬彦一生也久孝 美郎治郎	井井井今今岩岩上上梅江遠大大大大逢大緒岡岡奥奥奥小小落鬼上林原枝村田屋田野谷渡藤岡串串口坂西方本本下野野里田合木英辰巧宗雅和毅英賢守聡良敏博正善誠健林あ三剛信総泰原貴誠孝憲 一弘親 俊一 徳太孝志樹德二介太き成光亮一弘潔之郎 郎	小尾海河梶勝加金金金金金亀川菅神城黄岸北北木木吉金日渕身江西山目藤子子子田村岡崎家田井川信神側原原良城下優朝田宏弘康鮎恵俊恭勝龍偉ひ一憲崇田千圭一誠稔州泰正子子万一志 子美平之年那民で郎次 仁代朗雄二 司邦喜 里	國熊源高國小輿小後小小小小近斎坂坂櫻櫻笹佐佐佐塩塩階柴下重田馬村場島水寺藤林林林宮藤藤井本井田川藤藤藤崎谷猛山村徹裕謙正幸敏恵裕祐茂鷹史山昭ア学哲周義博公茂英彰立 昌博漁太大之文一雄一樹之明泰一レ 志 孝義治樹道久 彦文通郎 助 コーニー ス	庄新末鈴鈴鈴鈴住関瀬空髙髙高武竹武武武田橘田田田棚谷子谷松木木木木吉芳戸本木鳥見井内田部村嶋慶所中中中橋川野正義英馨淳貴憲寛弘隆誠啓修康俊譲良新展要一嘉健英良泰と賢義規敬祐司子和紀 一喜 一裕輔 太 英 郎德 之生文む一義規敬祐司子和紀 一喜 一裕輔 太 英 郎徳 之生文む	田田玉田辻津土堤角寺土渡冨中中中長中中中中中中中西西西野畑木村清島屋が田田井海樫川川川島曽谷司西根野野村岡村銘瀬裕雄憲人淳品な秀稔亨紀博貴宏康昭根真宏健一英洋裕秀智恒太明一久 子め穂 ニ之元昌洋久康一 治幸幸昌之子奈三太明一久	耶 明 备	郎 ニ 教物 と 英 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	柳山山山山山山山山吉吉吉吉笠若和渡鰐本岸口崎崎下田田井本田田田田野浩林田辺淵顕一壯誠正貴賢美和有久統と宣正史健義創洋生 恭司司樹則二美彦も弘芳 太明 子生 恭司司樹則二美彦も弘芳 太明 子
_	<b>義員】</b> (代理出席含							〈五十音順〉
青木 愛 浅尾 慶一郎 朝日村治年 有村井 石工	伊藤 孝恵 小沼 今井 絵里子 小野 岩本 剛人 梶原 臼井 正一 加田	泰正 古賀 之士 巧 古庄 玄知 田 紀美 小西 洋之 大介 こやり 隆史 裕 2 櫻井 旅	柴田 巧 島村 大 自見 はなこ 清水 真人 下野 がお	関口木 高橋 高橋 は光4 高橋 は光4	永井 学 中西 祐介	馬場 成志       堀井         F木 大作       本田         F山 佐知子       舞立         G岡 資麿       牧山	頭子 室井 邦彦	子山本香苗 山本佐知子 山本順三 山本間三 山本山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

F 442 = 4 414 1

石井 浩郎

石井 正弘

石川 博崇

磯崎 仁彦

【総務省】
行政評価局官房審議官 砂山 裕自治行政局長 吉川 浩民
自治行政局長 吉川 浩民
能衍為官曆籍(地方依) 個人看計應、地分發則糖、選挙担当) 三橋一彦
自治行政局行政課長 田中 聖也
自治行政局行政課裝長補佐 堀 文彦
自治行政局行政課状行政書士係長 石井 照寿
自治行政局行政課行政書士係長 藤原 駿

片山 さつき

片山 大介

加藤 明良

上月 良祐

里見 隆治

山東 昭子

塩田 博昭

榛葉 賀津也

末松 信介

杉久武

塩村 あやか 鈴木 宗男

江島 潔

衛藤 晟-

大家 敏志

太田 房江

関東管区行政評価局群馬行政監視行政相談センター所長 井上 隆彦 【関係省庁・友誼団体等】 内閣府公益認定等委員会事務局 こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付EBPM推進室 出入国在留管理广 厚生労働省医薬·生活衛生局食品監視安全課 厚生労働省医薬·生活衛生局生活衛生課 農林水産省輸出·国際局知的財産課 国土交通省自動車局自動車情報課 日本弁護士政治連盟 日本司法書十政治連盟 日本土地家屋調査士会連合会 全国十地家屋調査士政治連盟 全国社会保険労務士会連合会 日本公認会計士協会 日本公証人連合会 一般社団法人日本海事代理士会 般財団法人行政書士試験研究センター 日本弁護士連合会ADR(裁判外紛争解決)機関センター 公益財団法人海外日系人協会 一般財団法人建設業情報管理センター

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人全国自家用自動車協会 公益財団法人自動車情報利活用促進協会 -般社団法人日本マンション管理士会連合会 公益社団法人著作権情報センター 一般社団法人日本音楽著作権協会 一般社団法人日本レコード協会 日本商工会議所 全国中小企業団体中央会 自由民主党本部 自由民主党本部組織運動本部団体総局 自由民主法曹団 公明党団体涉外部 公明党団体交渉部 駐日ウクライナ大使館全権大使 駐日ペルー共和国大使館特命全権大使(代理) 駐日タイ王国大使館特命全権大使(代理)

滝沢 求

滝波 宏文

武見 敬三

竹谷 とし子

西田 実仁

芳賀 道也

長谷川 岳

野上 浩太郎

藤井 一博

藤川 政人

藤木 眞也

船橋 利実

駐日ダイ土国大使館符命全権大使(代理)原子力損害賠償・廃炉等支援機構
セコムトラストシステムズ株式会社
日本印刷株式会社
株式会社ハル
株式会社東海AD.エージェンシー
株式会社東京リーガルマインド
株式会社東京リーガルマインド
株式会社ワイズ
ワイズ公共データシステム株式会社
株式会社日経ビーアール
株式会社と別屋
株式会社りうちょ銀行
株式会社日本政策金融公庫

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法と教育学会 大洗町長

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャバン株式会社 日本加除出版株式会社 株式会社ぎょうせい 新日本法規出版株式会社 株式会社大成出版社

松川るい

松下 新平

松村 祥史

丸川 珠代

#### 【学識者】

中央大学法務研究科教授 安念 潤司 元横浜商科大学教授 小林 二三夫 二ッセイ基礎研究所》:ロハロジー推進室上席研究員 前田 展弘 税理士·日本行政書士会連合会監事 增田 由明 日本行政書士会連合会顧問弁護士 山田 正記 日本行政書士会連合会顧問弁護士 山脇 康嗣 弁護士·日本行政書士会連合会理事 山本 修三

安江 伸夫

山下 雄平

山田 宏

山口 那津男

吉川 ゆうみ

若松 謙維

和田 政宗

#### 【日本行政書士会連合会】

#### 【日本行政書士政治連盟】

名誉会長 北山 孝次 相談役 中西 豊 相談役 山下 寛 相談役 遠田 和夫

顧問·前衆議院議員·自由民主党行政書士制度推進議員連盟前会長 野田 毅顧問·前衆議院議員·公明党行政書士制度推進議員懇話会前会長 石田 祝稔

軽自動車検査協会

般社団法人行政情報システム研究所

一般社団法人全国軽自動車協会連合会

-般財団法人日本情報経済社会推進協会

## 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟との役員懇談会を開催

開催日:令和5年6月8日(木)

場 所:ホテルニューオータニ東京「AZALEA」 出席者: <日本維新の会行政書士制度推進議員連盟>

> 井上英孝会長、片山大介幹事長、鈴木宗男顧問、杉本和巳・伊東信久両副幹事長、岩谷良平事務局 長、高木かおり事務局次長、柳ケ瀬裕文参議院議員

<日行連>

常住会長、髙尾・相羽各副会長、田後専務理事、村山・水野各常任理事

<日政連>

井口会長、田崎・竹田・黒田各副会長、有賀・宮元各常任幹事

6月8日、日本維新の会行政書士制度推進議員連盟との役員懇談会が開催され、日行連・日政連から両会長 を始めとする関係役員が出席しました。

はじめに日行連・日政連の両会長から挨拶があり、日本維新の会行政書士制度推進議員連盟の井上会長、鈴木顧問、柳ケ瀬議員から御挨拶をいただきました。続いて、出席者の自己紹介が行われた後、日行連から、次

期法改正に向けた重点項目等について説明が行われました。また、デジタル化への対応について、 行政手続のデジタル化に伴う行政書士業務の変容 の可能性に触れつつ、更なる行政書士の活用を要 望しました。

当日は限られた時間ではありましたが、御出席いただいた議員の方々と活発な意見交換が行われ、デジタル社会における行政書士制度の確立に向けて、御理解を深めていただく良い機会となりました。



### 会員の皆様へ

### |重 要|職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和5年8月31日から職務上請求書の購入にあたり、

一般倫理研修の修了証 が必要となります!

※一般倫理研修の受講方法は本誌 30 ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」 又は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して1年を経過した日である令和5年8月31日から施行されます。

### G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合「デジタル技術展」 出展後援の御報告

<デジタル推進本部>

G 7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の開催 に伴い、4月28日(金)~30日(日)にかけて、 群馬県高崎市の「Gメッセ群馬」にて行われた「デ ジタル技術展」に、日行連後援、東京会及び群 馬会の共催で出展し、「1. 行政書士制度の歴史」、



「2. マイナンバーカード代理申請サポート事業 における取り組み」、「3. 行政手続きのデジタ ル化に向けた行政機関との連携」等のパネルを 展示しました。

初日の4月28日はプレスツアーが行われまし た。報道陣が各展示を取材する中、行政書士会 員や一般の方など大変多くの方々がブースを訪 れ、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタ ル化」を行政と共に目指す観点から掲示した各 パネルを興味深そうに御覧になっていました。

2日目の4月29日は東京会による説明に加え て群馬会もブース案内役として参加し、群馬県 及び群馬会におけるデジタル化への取組につい ても説明しました。この日は連休初日というこ ともあり、1日目同様にたくさんの方々がブー スを訪れ、親子連れや行政書士の仕事に興味が あるとおっしゃってくださる方など、様々な方



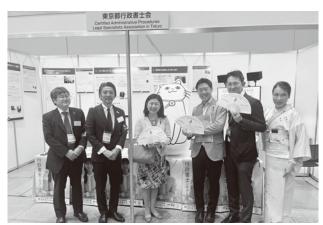
河野デジタル大臣にデジタル化の取組を説明

への PR を行うことができました。

また、技術大臣会合が同時開催されているこ ともあり、大臣・副大臣が次々とブースを来訪 され、河野太郎デジタル担当大臣、大串正樹デ ジタル担当副大臣、松本剛明総務大臣、尾身朝 子総務副大臣に御来訪いただきました。

最終日の4月30日は、閣僚ツアーが行われ、 日本の国会議員に加え海外の閣僚や関係者も ブースに来訪されました。その中では、行政書 士制度や全国の行政書士会員数、組織としての デジタル化への取組など多くの質問が寄せられ、 行政書士への関心の高さがうかがえました。

また、国会議員の方々に対し、総務省の委託 を受けた「マイナンバーカード代理申請サポー ト事業」について、当初の予定件数をはるかに 上回る結果を出したことを報告した際には、温 かい拍手をいただきました。お土産の扇子を持っ ての写真撮影にも快く応じていただけるなど、 和やかな雰囲気の中で効果的な PR が行えたも のと考えています。



牧島かれん衆議院議員(前デジタル大臣)、 塩崎彰久衆議院議員、川崎ひでと衆議院議員との記念撮影

今回、この G 7 の展示に後援したことは、国 内外の閣僚の皆様を始めとする来場者の皆様に、 行政書士や行政手続のデジタル化についての PR をさせていただく大変有意義な機会となりまし た。今後もこのような機会を捉えて、国民と行 政をつなぐ存在である行政書士のデジタル化に おける役割等を PR してまいります。



### 重要なお知らせ

### 一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました

<総務部・中央研修所>

本誌 2022 年 12 月号(No.601)にて御案内のとおり、日本行政書士会連合会会則の改正が、令和 4 年 8 月 31 日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和 5 年 8 月 31 日から、5 年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されることとなりました。

当研修の配信スケジュールや受講方法については、以下を御参考の上、受講していただきますようよろしくお願いいたします。

### スケジュール

令和5年3月15日(水)~ 一般倫理研修 中央研修所研修サイトにて配信中

令和5年8月31日(木)~

- ·一般倫理研修 受講義務化
- ・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第 22 条の改正規定 施行

**令和6年3月31日(日) 一般倫理研修 受講期限**\*

※令和5年8月31日時点に会員である者の期限

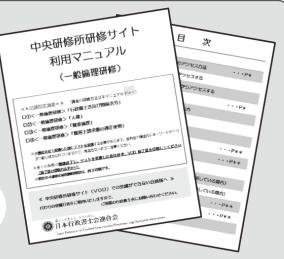




### 受講方法

- ①中央研修所研修サイトにログイン (初めて利用される場合は新規登録が必要です。)
- ②一般倫理研修を受講(3時間程度) (中央研修所研修サイトで受講できる環境がない) 場合は、所属の行政書士会に御相談ください。)
- ③修了証をダウンロード!

令和5年8月31日以降、 職務上請求書を 購入する際に 必要となります!



より詳しい受講方法については、中央研修所研修サイトに掲載している『中央研修所研修サイト利用マニュアル』(一般倫理研修)を御覧ください!

### 分散受講 御協力のお願い

一般倫理研修は中央研修所研修サイトで配信されますが、一度にアクセスが集中しますと、 サーバーダウンしてしまうおそれがあります。

つきましては、令和5年8月15日までの措置として、所属の行政書士会ごとにグループ分け をして、それぞれに受講期間を設けた「分散受講スケジュール」を作成いたしましたので、御 受講の際の御参考としてください。サーバー負荷軽減に御協力くださるようお願いいたします。

### ■分散受講スケジュール

		北海道行政書士会				
		秋田県行政書士会				
	   北海道・	岩手県行政書士会	3月29日 (水) ~4月 4日 (火)			
1	東北ブロック	青森県行政書士会	6月 7日 (水) ~6月13日 (火)			
		福島県行政書士会				
		宮城県行政書士会				
		山形県行政書士会				
2	愛知ブロック	愛知県行政書士会	4月 5日 (水) ~4月11日 (火) 6月21日 (水) ~6月27日 (火)			
		三重県行政書士会				
		滋賀県行政書士会				
3	近畿ブロック	京都府行政書士会	4月12日(水)~4月18日(火)			
	(大阪除く)	奈良県行政書士会	6月28日(水)~7月4日(火)			
		和歌山県行政書士会				
		兵庫県行政書士会				
		鳥取県行政書士会				
		島根県行政書士会				
		岡山県行政書士会				
	   中国 •	広島県行政書士会	4月19日 (水) ~4月25日 (火)			
4	中国・ 四国ブロック	山口県行政書士会	7月 5日 (水) ~7月11日 (火)			
		香川県行政書士会				
		徳島県行政書士会				
		高知県行政書士会				
		愛媛県行政書士会				
5	大阪ブロック	大阪府行政書士会	4月26日 (水) ~5月 2日 (火) 8月 2日 (水) ~8月 8日 (火)			
6	東京 23 区内ブロック	東京都行政書士会	5月 3日 (水) ~5月 9日 (火) 6月14日 (水) ~6月20日 (火)			
	事章 22 反射・	東京都行政書士会	F = 10 = (-k)			
7	東京 23 区外・  南関東ブロック	神奈川県行政書士会	5月10日(水)~5月16日(火) 7月12日(水)~7月18日(火)			
		千葉県行政書士会	773128 (30) 773108 (00)			
		茨城県行政書士会				
8	   北関東ブロック	栃木県行政書士会	5月17日(水)~5月23日(火)			
		埼玉県行政書士会	7月19日 (水) ~7月25日 (火)			
		群馬県行政書士会				
		長野県行政書士会				
		山梨県行政書士会				
		静岡県行政書士会				
9	   中部ブロック	新潟県行政書士会	5月24日 (水) ~5月30日 (火)			
	T叩ノロック 	岐阜県行政書士会	7月26日(水)~8月 1日(火)			
		福井県行政書士会				
		石川県行政書士会				
		富山県行政書士会				
		福岡県行政書士会				
		佐賀県行政書士会				
		長崎県行政書士会				
10	   九州ブロック	熊本県行政書士会	5月31日 (水) ~6月 6日 (火)			
10	76/11フロッフ 	大分県行政書士会	8月 9日 (水) ~8月15日 (火)			
		宮崎県行政書士会				
		鹿児島県行政書士会				
		沖縄県行政書士会				

<sup>※</sup>各ブロックごとに分散受講期間を二回設けていますが、いずれかの期間内に一回のみ御受講ください。

### 行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

令和5年度の行政書士申請取次関係研修会(申請取次事務研修会、申請取次実務研修会)について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、中央研修所研修サイト VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて個々の端末(パソコン、タブレット、スマートフォン)から聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細につきましては、下記「令和5年度開催概要」のスケジュールに則り、適時、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

- ◆日行連ホームページ TOP >日行連の活動>中央研修所>申請取次関係研修案内
- ◆会員専用サイト「連 con」ログイン>中央研修所>申請取次関係研修に関するお知らせ

### 令和5年度(令和5年8月~令和6年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書 発送予定日	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会(更新)	8月9日(水) ~8月18日(金)	6月上旬	6月28日(水) ~7月4日(火) ※受付終了しました	8月31日(木)	9月6日(水)
事務研修会 (新規)	9月11日(月) ~9月21日(木)	7月上旬	7月28日(金) ~8月3日(木)	10月12日(木)	-
実務研修会 (更新)	10月20日(金) ~10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木) ~9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
事務研修会 (新規)	11月21日(火) ~12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木) ~10月18日(水)	12月21日(木)	-
実務研修会 (更新)	令和6年1月24日(水) ~2月2日(金) 11 月中旬		12月7日(木) ~12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和 6 年 2 月 22 日 (木)
事務研修会 (新規) 令和6年2月22日(木) ~3月4日(月)		12月下旬	令和6年1月11日(木) ~1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

<sup>※</sup>開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

### 〇受講費用 (税込み)

事務研修会: 30,000 円 実務研修会: 15,000 円

### ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、課題提出時期にかかわらず皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。 事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたし ます。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方 のみ別途、日行連から御連絡いたします。

### <届出済証明書の更新を希望される方へ>

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講していただき、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認いただき、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度、行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。



### 令和5年度

### 「行政書士試験」の御案内

この度、令和5年度行政書士試験に係る公示を受け、一般財団法人行政書士試験研究センター では、令和5年度行政書士試験実施に関するポスターを作成しました。

行政書士試験に関する詳細は、以下のとおりです。

#### 試 験

### 令和5年11月12日日



### 試験案内・受験願書の配布期間

■窓口配布

令和5年7月24日(月)~8月25日(金)

配布場所:各都道府県庁、各都道府県行政

書士会他

■郵送配布

令和5年7月24日(月)~8月18日(金)

※必着

請求先: 〒252-0299

日本郵便㈱相模原郵便局 留 「(一財)行政書士試験研究センター

試験課|

※7月3日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。 発送は、配布開始日〈7月24日(月)〉以降となります。

### 受験願書の受付期間

■インターネット受付

令和5年7月24日(月)~8月22日(火)

※午前9時から ※午後5時まで

■郵送受付

令和5年7月24日(月)~8月25日(金) ※当日消印有効

#### 験 箵 格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも 受験できます。

> 格 発 表

令和6年1月31日(水)

## Pick UP! 単位会 \*\* 各単位会の取組を お知らせします。



### 行政手続オンライン化における代理申請手続の 拡充に向けて



大阪会では、令和4年8月22日デジタル推進特別委員会(現: デジタル推進委員会)を設置し、行政手続のオンライン化における代理申請手続の拡充に向けて、大阪行政書士政治連盟の協力を得て、大阪府に働きかけを行ってきました。その結果、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市等が採用する TKC 株式会社のスマート申請システムにおいて、行政書士が代理申請を行う際、申請者本人の利用者登録なしに代理人のみで申請を行うことが可能となりました。また、その代理申請を行う際に、行政書士電子証明書(セコムパスポート for G-ID)を用いる方法が採用されました。これにより、非行政書士による申請の排除が電子システム上、担保されることとなりました。

令和5年3月8日開催の大阪市会財政総務委員会において、「行政書士法の遵守の再徹底とそれを踏まえた行政手続のオンライン化における代理申請機能の活用について」の質疑を受けて、同年4月21日、大阪市デジタル統括室長・総務局長から各所属長宛でに「大阪市行政オンラインシステムにおける代理申請の利用及び関係法令の遵守について(依頼)」が発出されました。

同様の通知は、令和4年9月6日に大阪府において、また、同年11月1日に堺市においても発出されています。

TKC 株式会社のスマート申請システムが地元の自治体の電子申請に採用されている場合は、同様の働きかけができるものと考えられますので、大阪での取組を紹介しました。

全国の行政書士会が行政手続のオンライン化による代理申請手続に行政書士を活用するよう各自治体に働きかけをしていくことで、自治体の行政手続のオンライン化の円滑な推進やデジタルデバイドの解消に寄与することができ、そしてその実績を積み上げていくことで、来るべきデジタル社会に行政書士の活躍する場が広がるものと考えます。

令和5年4月21日

各所属長様

デジタル統括室長 総 務 局 長

大阪市行政オンラインシステムにおける代理申請の利用及び関係法令の遵守 について(依頼)

標題について、次のとおり通知しますので、関係職員へ周知いただくとともに、適切な対応をお願いします。

äd

#### 経過

本市では、市民の負担軽減及び利便性向上の観点から、令和2年8月より大阪市行政オンラインシステム (以下、「本システム」という。)の運用を開始しており、行政手続のオンライン化を推進しています。

令和4年3月には本システムに代理申請機能を追加し、本システムを利用した電子申請においても窓口における対面申請と同様に、手続ごとに行政書士等の代理申請が可能となるとともに、行政書士などの士業者の電子証明書等を用いた電子署名を行うことも可能となっています。

#### 2 対応内容

(1) 本システムにおける代理申請の利用について

#### ア 代理申請機能の利用検討

各所管課においては、現在公開している手続について、法制度や手続の特性に基づ き必要に応じて、代理申請の設定を行ってください。窓口における対面申請で代理申 請の実績がある場合は、必ず、電子申請においても代理申請の設定を検討してくださ い

代理申請については、本システム上で委任状を作成する方法のほか、委任状を添付 書類として提出する方法が考えられます。そのほかにも、家族やケアマネージャーか らの申請であれば委任状が不要なケースもありますので、各制度において対応が可 能な代理申請の方法を設定してください。

また、新たに公開する手続についても、同様に代理申請の設定を検討してください。 イ 代理申請の設定

代理申請の設定は、「代理申請の設定フロー」(別紙1)を参考に行ってください。 今後、例年実施している「行政手続きのオンライン化に向けた進捗確認について (照会)」において、代理申請の設定状況等を確認する予定です。

#### (2) 行政手続における関係法令の遵守

電子申請においても窓口における対面申請と同様に、行政書士等、法律に規定された 専門士業を行う者以外のものが、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出 する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き禁止されています。本 システムにおける代理申請の設定の有無に関わらず、別紙1を参考に<u>必ず注意喚起文</u> を掲載してください。

なお、平成28年5月31日付け総務行第12号「行政手続きにおける行政書士などの 適正な代理人による書類作成及び行政手続法等の適正な選用の確保について」(別紙2) において、行政書士をはじめ、法律上の権限を有する者による業としての法的書類の作 成について周知及び注意喚起等を依頼しています。改めて、同通知の内容について、所 属職員への周知をお願いします。

#### 3 問合せ先

【行政オンラインシステムに関する問合せ】 デジタル統括室DX推進担当(デジタルサービスグループ) 山本 TEL:06-6208-7646 メール:<u>bb0003@city.osaka.lg.jp</u> 【行政手続に関する問合せ】

総務局行政部行政課(法務グループ)

伊藤 TEL:06-6208-7443 メール: $\underline{\text{ba00260@city.osaka.lg.jp}}$ 



### 宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する 基本協定を締結しました



去る5月11日、宮城会は公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する基本協定を締結しました。 当該協定は、東日本大震災を契機に当会が実施している「くらしのなんでも相談会」へ当該協会が継続的に御参加 いただいたことをきっかけに、両会が相互に連携を図り、地域の公益事業推進等に寄与するとともに、宮城県民及び 両会の会員が良質な生活・業務情報を享受できるようにすることを目的として締結したものです。

締結セレモニーに当たり、協会の佐々木正勝会長は「念願であった行政書士会との協定締結により、業種の垣根を 越えた連携が促進される。宮城県に住んで良かったと県民一人一人に思っていただけるような活動を推進し、今後、 更に広域的な連携を展開するための第一歩としたい。」と述べられました。これに対し、当会の佐々木会長からは「協

定締結により、双方の専門知識をいかし、複雑な相談に 対応することができるようになる。宮城県民はもちろん のこと、両会にとっても三方良し、四方良しとなる関係 構築にほかならない。」とお伝えしました。

締結式のフリートークの場面では、空き家問題など地 域の諸課題を巡る多角的視点による問題共有の重要性、 国の制度創設に当たっての要望活動の必要性と有効性な どについてそれぞれの思いを語り、両会の会長が音の上 では同名であることの話題などでも盛り上がりました。

今回の締結を契機に、相互のセミナー講師派遣、研 修・イベント等の共同開催など、企画推進を図ってまい ります。



### 登録委員会からのお知らせ

### 行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会 連合会に届出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっ ており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が 希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いた だき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月 末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件と なりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月とな るため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

### 法教育推進委員会から



### 「おしごと年鑑 2023」への 協賛について

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日新聞社から発刊されている キャリア教育教材「おしごと年鑑」に令和2年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士 の仕事を紹介する記事を掲載しましたので、是非御覧ください。



日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも わかりやすく説明されています。



### おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2022 年度実績— 協賛:114 社 寄贈:72,250 部

朝日新聞社が運営する Web サイト「おしごとはくぶつかん」(https://oshihaku.jp) でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます(日行連が制作した記事の公開は9月頃を予定)。

### 中央研修所研修サイト活用されていますか?

### 中央研修所研修サイトは、

VOD (ビデオ・オン・デマンド) 研修を受講するためのサイトです。 行政書士会会員であればどなたでも、基本無料 (一部除く) で御利用いただけます。

### ~VOD 研修のメリット~

- 〇時間や場所を問わず、受講できます!
- 〇すきま時間を活用し、業務知識をアップできます!
- 〇理解できるまで繰り返し学習できます!
- 〇様々な端末に対応しています!
- ☑ Microsoft Edge 以外のブラウザにも対応しています Google-Chrome、Safari、Firefoxにて御利用いただけます。
- ☑スマートフォン、タブレットにも対応しています iOS 14. Android 8.0 以上にて御利用いただけます。



御利用は簡単! 3STEP!

### STEP! 1

「日行連ホームページ」の トップページのバナーから 「中央研修所研修サイト」 にアクセス。



### STEP! 2

ログイン画面から、8 桁の IDとパスワードを入力し、 ログイン。

※初めて御利用の場合は、 利用登録が必要です。



### STEP! 3

「講座一覧」から受講する 講座のカテゴリを選択し、 御受講ください。





スマートフォン



### 2023. 6 Jun. 日行連の主な動き Monthly Report

1⊟

木

### 正副会長会

### 【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

### 常任理事会(~2日)

### 【合議事項】

- (1) 会員管理システムの開発について
- (2) その他

6⊨

火

### 登録委員会

### 【登録審査】

- (1) 審査件数(129件)
- (2) その他

8⊟ 木

### 議事運営委員会

### 【協議事項】

- (1) 委員長、副委員長の選任等について
- (2) 本年度定時総会の議事運営について
- (3) その他

14<sub>B</sub>

### 正副会長会

### 【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

### 常任理事会

#### 【合議事項】

- (1) 定時総会の対応について
- (2) 理事会の議案等について
- (3) 単位会からの照会事項について
- (4) その他

### 議事運営委員会

#### 【協議事項】

- (1) 本年度定時総会の議事運営について
- (2) その他

### 常任理事会·議事運営委員会合同会議

### 【協議事項】

- (1) 本年度定時総会の議事運営等について
- (2) その他

15<sub>B</sub>

### 定時総会(~16日)

### 【議案審議】

第1号議案 令和4年度事業報告 第2号議案 令和4年度決算報告

第3号議案 令和5年度事業計画(案)

第4号議案 公益社団法人コスモス成年後見

サポートセンターへの寄付金支

出について(案)

第5号議案 令和5年度予算(案)

第6号議案 役員の改選

20⊨ 火

### 登録委員会

### 【登録審査】

- (1) 審査件数(178件)
- (2) その他

# ミネルヴァくん

### 消費貸借契約、執行文付与一諾成的消費貸借との比較も兼ねて一

<法務業務部>

(担当:浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

金銭の貸し借りにつき、公正証書を作成しておくことがあります。また、消費貸借契約公正証書を 作成する際には、執行文を付与することが多いと思います。今回は、消費貸借契約と執行文付与に ついて検討していきます。また、平成 29 年の債権法改正で新設された諾成的消費貸借についても 検討します。



ユキマサくん

このあいだ、河川敷で行った二 つの事務所合同のバーベキュー 会は楽しかったね。夏はアウト ドアに限るね。

そうですね。うちの公証役場の花野かおり先生も楽し そうでしたし、ユキマサくんの事務所のまもる先生に も久しぶりにお会いできてうれしかったです。少し食 べすぎたので、明日から運動に励みます。



ミネルヴァくん



金銭の貸し借りを公正証書にす る際には、どのようなことを注 意しなければならないのかな?

消費貸借契約は要物契約とされていますので、契約 の前に貸主が借主に金銭を交付しておくことが必要





要物契約とは何かな?

通常の契約、例えば売買契約では、「売りましょう」「買 いましょう」との意思表示の合致があれば成立します。 これを諾成契約といいます。これに対し、消費貸借契 約では、「(100万円を)貸しましょう」「(100万円を) 借りましょう」の合意だけではなく、実際に金銭(物) の授受が必要とされます。これを要物契約というので す。平成 29 年の債権法改正前は使用貸借契約、寄託 契約、代物弁済契約も要物契約とされていましたが、 同改正により、これらは諾成契約に変更となりました。





そうすると、消費貸借契約を公 正証書で作成する際には、貸主 は事前に借主に金銭を交付して いることが必要だね。

そうです。公証人が金銭を交付したことを確認する必 要があるので、振込書や通帳を持参していただくとよ いでしょう。中には、公正証書を作成する席上で、公 証人の面前で金銭が授受されることもあります。





平成 29 年の債権法改正により、 諾成的消費貸借が認められたと 聞いたことがあるけれど…。

よく知っていますね。債権法改正で民法 587 条の2 が新設され、諾成的消費貸借契約が条文上、明記され ました。これにより、金銭の授受がなくとも、消費貸 借契約を締結することが可能となります。ただし、諾 成的消費貸借契約は、書面で行わなければなりません (民法 587 条の2第1項)。





公正証書にすることのメリット として、貸したお金を返してもら えないときに、裁判所に訴えを提 起しなくとも公正証書で強制執 行ができるということがあると 思うんだけど、どうかな?

そうですね。債務名義(民事執行法21条)といって、 いわば強制執行ができる資格を得られるものの一つと して公正証書があるのです(民事執行法22条5号)。 ただし、公正証書では金銭執行しかできませんので、 例えば公正証書で建物を明け渡せという強制執行はで きません。





公正証書で強制執行ができるようにするためには、どのような 記載が必要なのかな? まず、公正証書上に、「乙は甲に令和○年○月○日限り、 ○万円を支払う。」という給付文言と「○条に定める金銭の支払を怠ったときは、乙は直ちに強制執行に服する。」という執行認諾文言が記載されていることが必要です(民事執行法 22 条 5 号)。次に、「債権者○は、債務者○に対し、この公正証書によって強制執行をすることができる。」という公証人による執行文の付与が必要です(民事執行法 26 条)。さらに、債務者に対する債務名義の謄本等の送達(民事執行法 29 条)が必要です。





例えば、「乙は甲に対し、○○万 円の貸金返還債務を負担してい ることを確認する」という条項 は給付文言になるのかな? 給付文言とするためには「支払う」と明確に記載する ことが必要ですので、債務を負担していることを確認 するという文言では給付文言とはなりません。





例えば、大学に受かったら 100 万円を贈与するという贈与契約 公正証書を作成した場合はどう なるの?

その場合は、大学に合格したことを証明する書面(合格証書等)を公証人に証拠として示して、執行文を付与してもらうことになります(民事執行法27条1項)。





要するに、強制執行をするためには、給付文言及び強制執行認諾文言が入った公正証書、債務者への送達、執行文の3つが必要なんだね。ところで、さっき、平成29年の債権法改正で諾成的消費貸借契約も明文で定められたと聞いたよ。100万円の諾成的金銭消費貸借契約が締結された後、実際に100万円が貸し付けられたけど、借主がその返済をしない場合、公正証書で強制執行ができると考えていいのかな?

良い質問ですね。要物契約である消費貸借契約公正証書では金銭の授受があることを前提としていますので、借主が返済しなければ、その公正証書によって強制執行ができます。これに対して、諾成的金銭消費貸借公正証書では、金銭の授受がない段階での契約ですので、その公正証書によって強制執行をすることはできないというのが実務の扱いです。





せっかく公正証書を作成したのに、強制執行ができないのでは、 公正証書作成の効用が半減して しまうように思うけれど、仕方 がないんだね。それでは、諾成 的金銭消費貸借契約公正証書を 作成した後、実際に貸主から借 主に金銭が交付された場合はど うなの? なるほど、貸し付けたという事実を証明して事実到来の執行文(民事執行法27条1項)を付与して強制執行をするという考えですね。しかし、その場合でも、諾成的消費貸借契約公正証書に基づく強制執行はできないというのが執行実務の解釈です。諾成的金銭消費貸借契約が後の金銭の授受によって要物契約である金銭消費貸借契約に変わるわけではないという考えによるものと思います。強制執行が可能な公正証書を作成したいというのであれば、金銭の授受があった後、もう一度、金銭消費貸借契約公正証書を作成する必要があります。





いろいろと教えてくれてありが とう!



ユキマサくんは事務所に帰り、まもる先生にミネルヴァくんとのやりとりを報告しました。 その後、ユキマサくんとまもる先生は、町内会主催の盆踊りの会場に向かいました。



### 後見等事務における悩み(その人らしさを求めて)

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 専務理事 勝尾 太一



私たちが、専門職として成年後見等事務を行う際 に、「被後見人等(以下、「御本人」という。)の望みに どこまで応ずるべきか」という課題に直面することが あります。

後見人等は、判断能力が十分ではなくなった御本人 に代わり、御本人の財産の収入、支出の管理を行い、 介護福祉サービス、介護福祉施設への入所に関する契 約など身上保護に関する事務を行います。そもそも、 御本人の財産なのだから、後見人等が本人の望みに応 じて、財産管理、身上保護を行うのは当然であり、本 人の望むとおりのことをすべきであると考えることが できます。

しかし、後見人等には善管注意義務が課されており (民法644条、869条、876条の5、876条の10)、本人 のためになされる支出であるとしても無制限にそれが 許容されるわけではありません。後見人等は支出にあ たり、定期のものか、臨時のものか、何についてなさ れるものか、金額は適切か、かけたお金に対して得ら れる結果のバランスがとれているか等、経済合理性の 範囲内にあることを個別に判断しているのです。決し て、本人の求めるがままというわけではありません。

例えば、御本人から「玄関の引き戸が壊れたから直 してほしい」と言われた際には、(1) 御本人宅の玄関 引き戸の開け閉めや施錠に支障があることを、専門業 者に確認してもらい、修繕の必要があるときには、(2) 修繕のためにどの程度の支出となるか見積りの作成を 依頼し、(3) 見積額が10万円を超える大きな支出とな るときは必要に応じて他の事業者に相見積りを依頼、 (4) その上で、修繕の必要性と見積額を示し、裁判所 に修繕のための支出について相談、報告、御本人の財 産状況によっては許可を得ます。(4) これらの手順を 踏んで、ようやく、工事発注、施工になります。迂遠 とも思われますが、専門職としての後見人等にはこの 程度のことは当然に求められているのです。

他方、御本人が強く望む支出であったとしても、上 記の経済合理性からすると、その支出に躊躇する類の ものがあります。例えば、過度のアルコールの摂取に つながる酒類の購入ため、パチンコなどを行うため、 あるいは高額なブランド品を購入するための支出など です。

過度のアルコール摂取により健康を害したり(既に、 医師からアルコールの摂取を制限されていることもあ る。)、パチンコ、ブランド品の購入により散財したり、 生活が立ち行かなくなったりする可能性を認めれば、 経済合理性がなく、本人の健康・保護の観点からも許 容する余地はないとの判断に傾き、御本人や御家族等 から硬直的で融通が利かない対応との批判が向けら れ、頭を悩ますことが少なくありません。

一方で「愚行権」という考え方があります。個人が 他者や社会からの干渉を受けることなく、愚か又は不 合理な方法で行動する権利を行使することを許可され るべきであるという考え方です。古くはジョン・ス チュアート・ミルの自由論で提示された自由として論 じられてきたようですが、本稿では愚行権そのものを 論証するものではなく、後見人等の日常業務における 悩みや矛盾を説明する道具として用いようとするもの です。(※)

また、愚行権とはアプローチが異なりますが、2020年10月に、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループから「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定・公表され、意思決定の中心に本人を置くという考え方を実践するための方策が示されるなど、財産の保全に重点が置かれた後見等事務に一石が投じられています。

御本人に寄り添い、御本人の考えを中心に置くという考え方は、成年被後見人の意思の尊重及び身上に配慮することに合致するものであり(民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項)、制度としても御本人の意思をないがしろにすることを想定しているとは解されておりません。

しかし、これまで何の面識もなかった者が後見人等に就任することで直ちに、現在の御本人の存念を理解することはできません。御本人がどのような背景をもって生きてこられたのかを理解することはより困難であることは言うまでもありません。尊重すべき御本人の意思を知ることは容易なことではないのです。では、どうすれば客観的かつ合理的な事務と、御本人の意思を尊重し、意思決定の中心に置くことを両立し均衡させることができるのでしょうか。

具体的には、個々の案件ごとに全て状況が異なるため、共通の指標や基準を定めることができませんが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏襲することで御本人の意思、価値観やえり好みに基づく意思決定に近づける可能性が高まることが考えられます。

さらに、後見人等の心構え、受け止めとして、先述の愚行は愚かな行為、過った行為として一律に否定するのではなく、私たち後見人等が理解できない行為であったとしても、御本人にとっては重要な行為であると位置付け、一律に否定することなく、まずはそれを実現するための方策を検討するために御本人と向き合うということです。

愚行と思われる行為の背景を理解し、その中に合理性を見出すのではなく、今ある事柄、御本人がお酒やパチンコをしたい、ブランド品を購入したいという事実をそのまま受け止め、これを100%実現することはできないにしても、どの程度、どの範囲なら実現することができるのか御本人と共に検討することにより、御本人の理解、日常生活における自己肯定感を高め、御本人の自己実現に寄与することができるのではないでしょうか。

例えば、使用するお金の上限を定め、御家族・御親族の協力を得てパチンコ屋に付き添うことなどの条件を付けること、高級ブランド品の購入を年に1回、品物を高額なカバンや洋服ではなく小物に代えることなど、御本人の状況により可能な方策を考えることです。それは、調整力に優れた専門職が力を発揮する場面といえるでしょう。

もっとも、親身になって愚行と向き合い、可能な方 策を見出したとしても、直ちに経済合理性や本人の健 康・保護という客観的な評価が変わるものではありま せん。一般には、合理性が無く、健康・保護に反する ものであり、それらのための支出が当然に許容される とは言い難い場合もあります。たとえ少額の支出で あったとしても後見人等が独断で決することなく、家 庭裁判所と十分に連絡を取り合いながら慎重に支出す ることが必要であることは言うまでもありません。

御本人の判断能力が十分ではなくなったとしても、 したいこと、したくないこと、好きなこと、嫌いなこ とが必ずあります。コスモス会員に限らず、後見人等 に取り組む者は合理的で客観的な事務に縛られること なく、可能な限り御本人がしたいこと、好きなことを 実現するため本人に寄り添い、共に考え支えることを 旨とした後見等事務に努めたいものです。

(※) 成年後見制度にかかる愚行権については、渡辺厳太郎「愚行権という権利」(「週刊金融財政事情」51 金融財政事情研究会、2000)、成年後見センター「身上監護・事例編 愚行権ってなぁに?」(「民事法務」362 民事法務協会、2015)、呉紅敏「〈研究ノート〉日本の成年後見制度の現状と課題」(「大阪経済法科大学経済学論集」46 大阪経済法科大学経法学会、2022)等御参照ください。



登録はお済み ですか?

### 会冒専用サイト「連 con」の御案内

日行連会員専用サイト「連 con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報のほか、業務に役立つ様々 な情報を掲載しています。

会員の方であれば誰でも利用できますので、ぜひアカウント登録をしていただき、御活用くださいます ようお願いいたします。

### ★アカウント登録の方法

- ①日行連ホームページ(https://www.gyosei.or.jp) にアクセスし、「会員ログイン」をクリックする。
- ②「初めてご利用の方」をクリックし、遷移先の画面にて基本情報を入力・確認の上、送信ボタンを押す。
- ③ 基本情報で入力したメールアドレスに、仮登録の確認メールが届くので、メールに記載されている登録確認 ページへの URL をクリックする。
- ④遷移先の画面にてログイン ID・パスワードを設定し本登録完了。
- ※エラーが表示される場合は、日行連事務局広報課(kouhou@gyosei.or.jp)までお問い合わせください。
- ※設定した情報(ログインID・パスワード・メールアドレス等)は、いつでも御自身で変更することができます。 「連 con」ログイン後、トップページ左上「プロフィール」ボタンを押し、遷移先の画面にて適宜変更してく ださい。

### ~「連 con」掲載例~

- ●業務別パンフレット
- 『申請取次研修会効果測定用設問集』
- 申請取次研修会の効果測定に係る事前予習用参考資料
- ●外国語パンフレット(英語・中国語・韓国語 etc.)
- 『知的資産業務一覧』・ 『知的資産契約マニュアル』など

実用的な資料のほか、名刺やホームページなどの作成に利用できるユキマサ

くんの各種イラスト(フリー素材)がダウンロードできます!

### ユキマサくんのイラストもダウンロードできます!









### ★アカウント情報(ログインID・パスワード)を忘れた場合

ログインID・パスワードを設定したか分からない、現在の登録状況を知りたい、という方は、日行連事務局広報 課(kouhou@gyosei.or.jp)までメールでお問い合わせください。

その際、「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日(西暦)※本人確認のため」を記載いただくと御案内がスムーズです。

#### 会 員 の 動 き

### 登録者数(令和5年6月末日現在)

合	計				51,749 名
内	訳	男	43,594 名	女	8,155 名
個人	事務所開業	男	41,249 名	女	7,339 名
行政	:書士法人社員	男	1,742 名	女	364 名
個人	使用人行政書士	男	335 名	女	224 名
法人	使用人行政書士	男	268 名	女	228 名

### 法人会員(令和5年6月末日現在)

法人会員数	1,233
法人事務所数	1,482
主たる事務所数(行政書士法人数)	1,030
従たる事務所数	452

### 異動状況(令和5年6月中の処理件数)

新規登録	合	計				302 名
	内	訳	男	241 名	女	61名
登録抹消	合	計				147名
	内	訳	男	134 名	女	13名
抹消内訳	廃	業				124 名
	死	亡				23 名
	その	り他				0名

### 御協力のお願い~日本行政を正確・迅速にお届けするために~・

日本行政は、行政書士名簿にあ る会員の事務所所在地と当該会 員の氏名を表記して発送してい ます。

- ○お届け先に事務所名の表示のみで 会員氏名の表示がないため返送 される事例が多くあります。事 務所の入口に会員氏名を明確に 表示してください。
- ○事務所所在地に変更があった場合 は、速やかに所属単位会にお届 けください。

広報部では日本行政が返送されてきた 場合、所属単位会に宛名の調査依頼 を行うとともに、それが確認される ▮ まで以降の発送を停止いたします。

○発送停止の解除は、所属単位会 に依頼した宛名調査の結果に加 え、事務所所在地の変更があっ た場合には、所属単位会を通じ 日行連登録委員会に提出される 当該会員の変更登録申請の処理 手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに 日本行政が届かなくなった場合 は、お早めに日行連事務局までお ┃ 問合せください。

○発送停止期間中のバックナンバー を希望される場合、在庫管理上、 直近発行号を含み最長6か月まで とさせていただきますので、あら かじめ御了承願います。

### 広報部員のひとり言

from EDITORS (前田)

4年間広報部長として、会報編集に携わってまいりましたが、 今回が最後の「ひとり言」となりました。

このひとり言を書くにあたり、改めて会員の皆様への感謝 の気持ちを述べさせていただきたいと思います。本誌の存在 意義は、皆様の御支援と御協力によって成り立っています。 会員の皆様からいただく御意見や御要望は、本誌の改善と発 展のための貴重な糧となっております。深く感謝申し上げます。

また、時に和気藹々と、時には意見をぶつけ合いながらも 一丸となって本誌を作り上げるにあたって関わってくださっ た5名の広報部員の先生、部をサポートしてくださった事務 局職員に深く感謝申し上げます。

先生方の御尽力と情熱によって、本誌は毎月発行され、多 くの行政書士の皆様に届けられてきました。また、専門家の 方々や関係者の皆様にも、御執筆や御協力いただきましたこ とに深く感謝申し上げます。

引き続き、日本行政への御支援と御愛読を賜りますよう、 心よりお願い申し上げます。

#### 月刊 日本行政 8月号

第609号 令和5年7月25日発行

発 行 人 常住 豊

発 行 所 日本行政書士会連合会

〒 105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目

1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL 03-6435-7330

FAX 03-6435-7331

製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部 長 前田 望

次 長 中嶋 章雄

部員森 伸二

> 成田眞利子 鎌田由佳子

> 池垣真理子



### ⊞日本行政 8명

令和5年7月25日発行(毎月1回) 発行所:日本行政書士会連合会

発行人:常住 豊 編集人:前田 望

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階